



住民自らの行動に結びつく
水害・土砂災害ハザード・リスク
情報共有プロジェクト

河川の基本的な用語と 河川情報の提供について

令和5年7月31日

国土交通省 近畿地方整備局
河川部

- **流域**

降雨や降雪がその河川に流入する全地域(範囲)



- **水系**

同じ流域内にある本川、支川、派川及びこれらに関連する湖沼を総称して水系という。原則として、本川名をとって淀川水系、大和川水系等と呼称



- 一級水系
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したもの

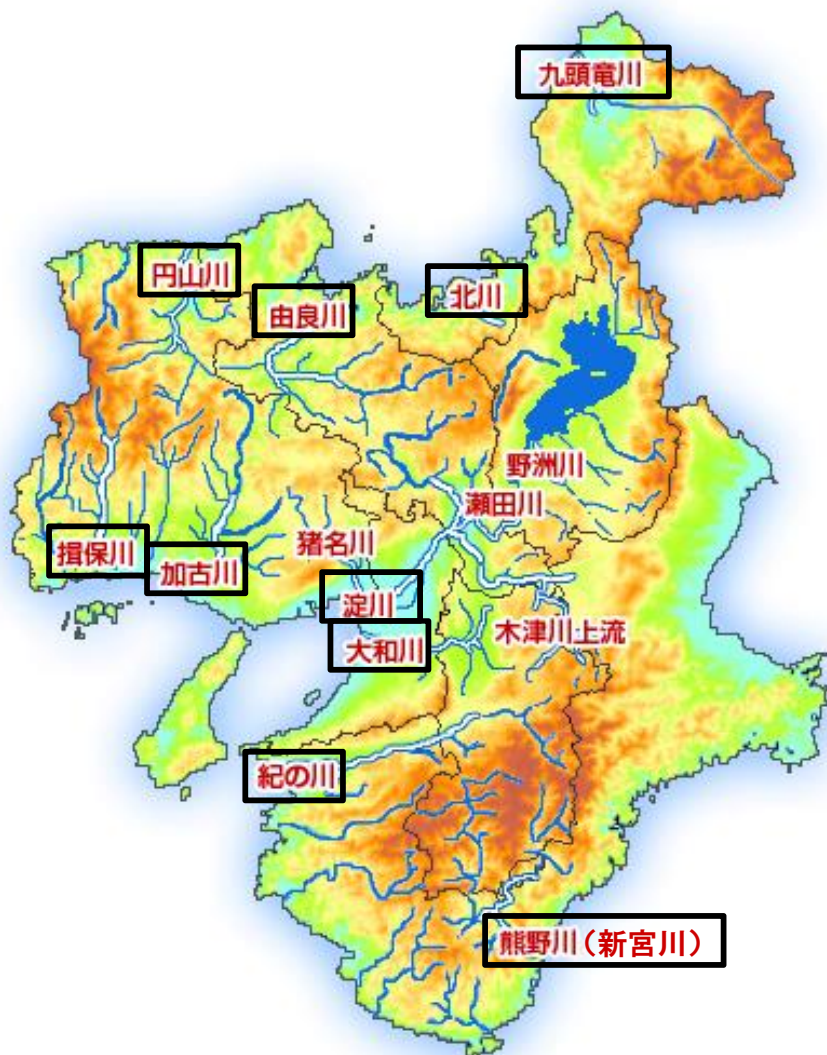
河川法第4条第1項の水系を指定する政令

現在、全国で109水系

近畿地方整備局管内で10水系

由良川水系・淀川水系・大和川水系・
円山川水系・加古川水系・揖保川水系・
紀の川水系・新宮川水系・
九頭竜川水系・北川水系

- 二級水系
一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもの



- **一級河川(法第4条)**
一級水系に係る河川で、国土交通大臣が指定したもの
- **二級河川(法第5条)**
一級水系以外の水系に係る河川で、都道府県知事が指定したもの
- **準用河川(法第100条)**
一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定したもの
河川法の規定を準用
- **河川法の対象外**
法定外公共物(公物管理に関する法律の適用や準用がない公共物)としての普通河川(一級二級準用河川に属さないもの)、いわゆる
青線水路
農業用水路、運河、下水道等

- 一級河川(法第9条) 国土交通大臣

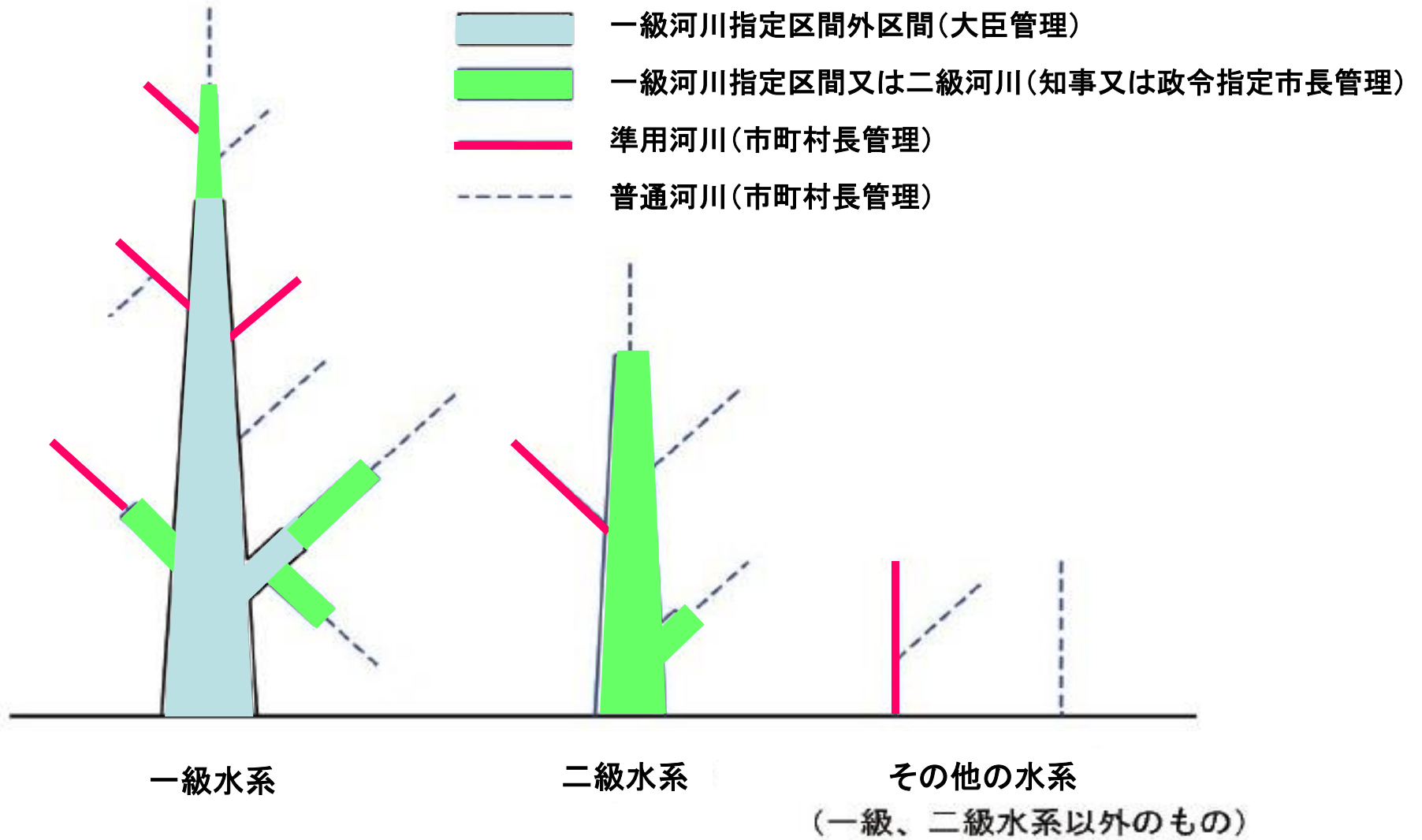
指定区間: 都道府県知事又は政令指定都市の長

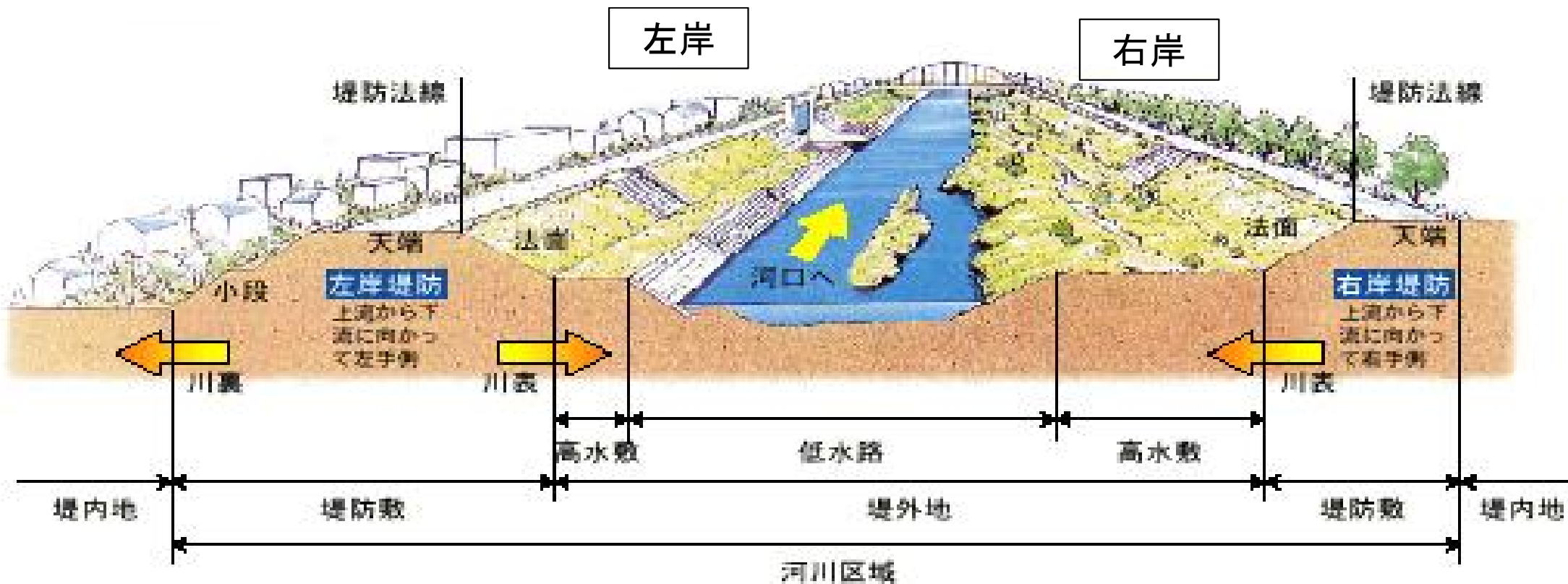
指定区間外区間(直轄区間): 国土交通大臣(地方整備局長等)

- 二級河川(法第10条) 都道府県知事又は政令指定都市の長

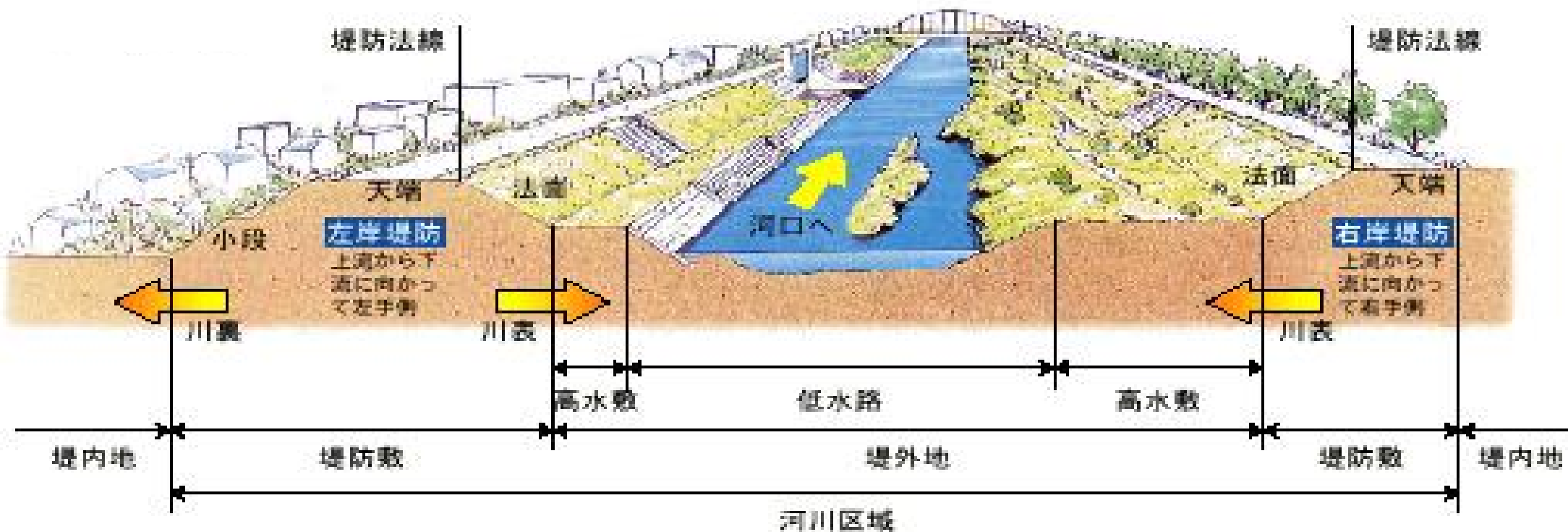
- 準用河川(法第100条) 市町村長







- 【堤防の居住地側】(堤内地) = 堤防で洪水から守られている側
- 【堤防の川側】(堤外地) = 堤防と堤防に挟まれて水が流れている側
- 河川区域 = 堤防と堤防に挟まれた川の敷地全体
- 低水路 = 普段の時に水が流れてる所
- 【河川敷】(高水敷) = 洪水時に冠水する所(普段は公園等に利用)
- 【〇〇市側】(左岸・右岸) = 川の山から海側を見て左を左岸、右を左岸



堤防 = 洪水から住宅側を守るために築造された盛土
(コンクリートや矢板などもある)

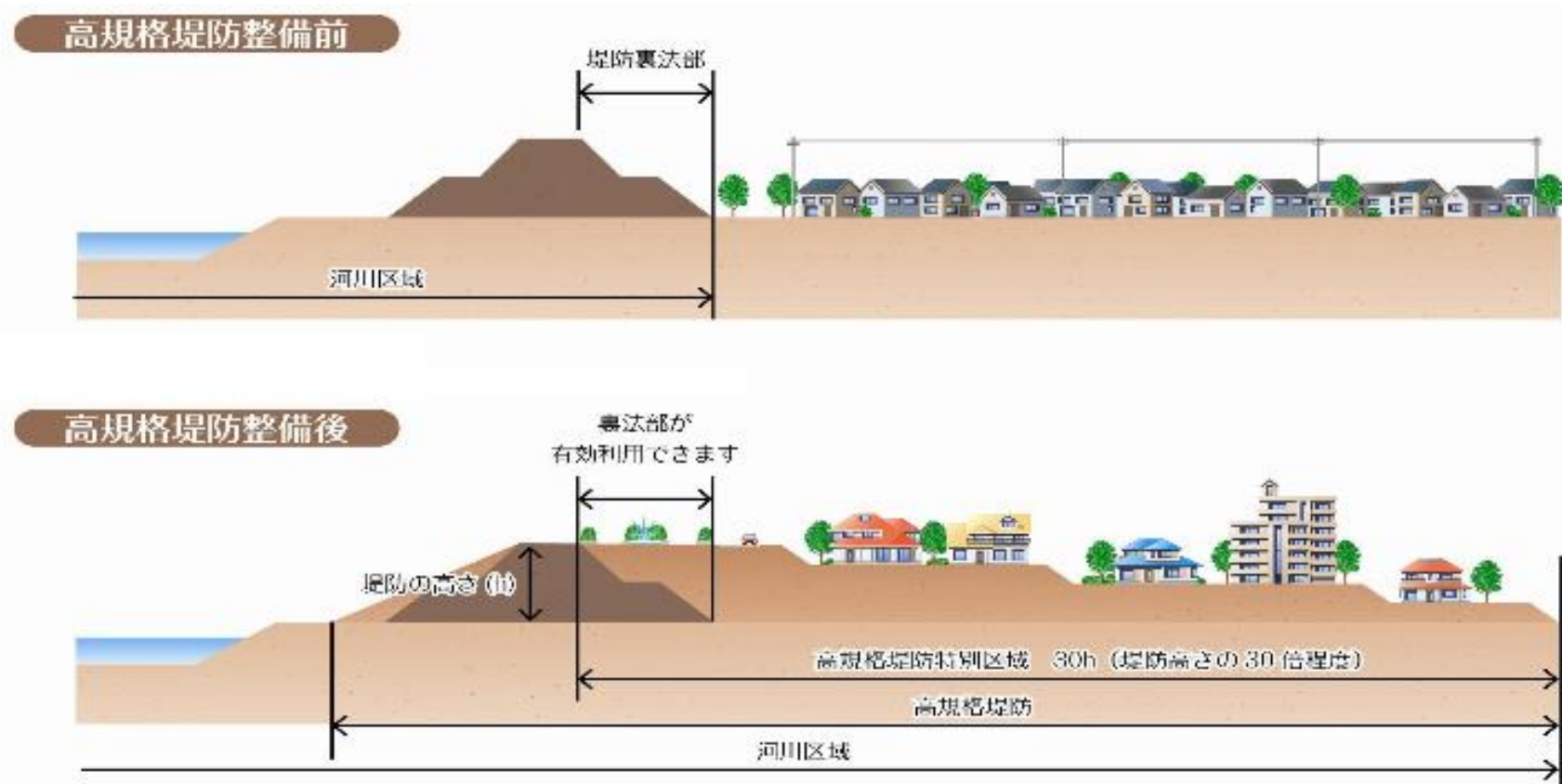
【堤防の上面】 天端 (てんば) = 堤防上部の幅をもった部分

堤防法線 (ほうせん) = 堤防の川側法肩 (のりかた) 線の形状

小段 (こだん) = 法面の途中に設けられた緩い勾配で幅をもった部分

【堤防斜面】 法面 (のりめん) = 堤防の勾配部分 (川側を表法面、反対側を裏法面)

高規格堤防



高規格堤防は、現状の市街地側に土を盛り、堤防の幅を堤防高の30倍程度まで広げ、全体にゆるやかな台地のような形状になります。

河川の主な構造物の名前(1)

遊水地(ゆうすいち)・調整池＝洪水の一部を一時的に貯めるためにつくられた調節用の(池)施設



遊水地

霞堤(かすみてい)＝堤防の一部に開口部を設け、その下流部の堤防を堤内地側に伸ばし、上流の堤防と二重になるようにした堤防



霞堤



樋門・樋管



排水機場



二線堤(にせんてい)＝万一、本堤が破損した場合、これ以上の洪水の氾濫を防ぐために、堤内地にある堤防

水門

越流堤(えつりゅうてい)＝堤防の一部を低くし、洪水の一部を調整池などに流し込むことためにつくられた堤防

輪中堤(わじゅうてい)＝ある区域を洪水から守るために、その周囲を囲むようにつくられた堤防



堰

河川の主な構造物の名前(2)

【**排・取**水門】(樋門・樋管・水門) = 支川や堤内側の排水路が本川に合流する際、合流する川の水位が高くなった時に、その水が堤内地に逆流しないように設ける施設

【**排水ポンプ場**】
(排水機場) = 洪水時に堤内地内の雨水などをポンプを動かして河川に排出するための施設

水制(すいせい) = 洪水による浸食等から川岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的に設置する施設

堰 = 農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために、河川を横断して設けられた施設



水制



水門

堰



排水機場



排水機場内部

「防災用語ウェブサイト」の開設について

- 防災情報を住民などの受け手に分かりやすく伝え、適切な防災行動を促すためには、防災情報について、発信者（国、自治体）と伝え手（報道機関等）の間での共通認識が重要。
- 発信者と伝え手で防災情報への認識を共有するため、パソコンやスマートフォン等により、誰でもすぐに防災情報に用いられる防災用語の意味や伝え方などを検索できる「防災用語ウェブサイト」を開設する。
- なお、本ウェブサイトを各地方のマスコミ各社と地方整備局、自治体等で構成する協議会等を通じて、行政機関や報道関係者等へ紹介。



防災用語ウェブサイトに掲載するコンテンツ

防災用語ウェブサイト

用語

よみがな

国・自治体等が発表する、水害・土砂災害に関する情報や報道発表資料、記者会見、解説資料などで用いる用語を中心に掲載

○ 概要

水害・土砂災害について普段接することのないような方でも、その用語の意味の概略がわかるような、専門用語をなるべく使用しない簡潔に説明。

メディアで繰り返し説明に使える長さで表現

○ 画像・動画

その用語の概要が直感的にわかりやすい図、写真、動画、地図などを掲載。

○ 求められる行動

その用語が伝えられるような状況において、今後注意すべき事項や、想定される行動。

非常時に伝えるべき、求められる行動を記載

○ リアルタイム情報

[その用語に関連するリアルタイム情報が閲覧できるウェブページへのリンク](#)

すぐに現在の状態が調べられるようリアルタイム情報のページにリンク

○ 用語の説明

その用語の意味についての正確な説明。また、情報を伝える際に理解しておくべき事項。説明文中の関連する用語については、その[用語へリンク](#)

○ 情報を伝える際の留意点

用語を伝える際に誤解を与えないよう留意すべき事項や分かりやすく伝えるための使用方法。

緊急の呼びかけ方、言い換えの表現、伝達の際の留意点など

○ 詳しい解説・参考資料

[その用語に関連する解説ページへのリンク](#)

防災用語ウェブサイトのイメージ

防災用語ウェブサイト（水害・土砂災害）

用語ウェブサイトTOP

■検索

氾濫危険情報

■アイウエオ順

- アイウエオ
- カキクケコ
- サシスセソ
- タチツテト
- ナニヌネノ
- ハヒフヘホ
- マミムメモ
- ヤユヨ
- ラリルレロ
- ワヲン

■アルファベット順

- ABCDE
- FGHIJ
- KLMNO
- PQRST

[検索結果画面に戻る](#)

氾濫危険情報

はんらんきけんじょうほう

○概要

指定された河川において、川からいつ水があふれ出してもおかしくない危険な状況を伝える情報。

○求められる行動

●警戒レベル4相当情報[洪水]

川の水がいつあふれてもおかしくない状態です。今後、**氾濫**が発生すると、避難が困難になります。浸水のおそれのある地域にいる人は、自治体からの避難情報などを確認し、避難場所や安全な親類や知人宅への避難など、適切な避難行動をとってください。

○用語の説明

洪水予報または**水位到達情報**として発表される情報のうち、基準となる水位観測所での観測水位が**氾濫危険水位**（レベル4水位）を超過した場合に発表される。

○情報を伝える際の留意点

- ・安全に避難できる最後のタイミングとなるような段階であり、強いトーンで、かつ落ち着いた行動を促す。
- ・国の**洪水予報河川**で氾濫危険情報が発表された際は、関係市区町村内に緊急速報メールが配信されるため、メールが届いた方に改めて周囲の状況の確認を促す。
- ・危険度を明確にするため、「警戒レベル4 **避難指示**の発令の目安」、「警戒レベル4相当」などを付して伝える。
- ・**洪水予報**では、水位観測所毎に今後の水位の見込み（国の**洪水予報河川**では6時間先まで）が記載されているので、時間に余裕があれば危険が高まっている水位観測所について説明する。

（令和3年6月29日作成）

（拡大）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	洪水に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	5相当	氾濫発生情報
〜<警戒レベル4までに必ず避難！>〜					
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報
2	気象状況悪化	自ら避難行動を確認	大雨・洪水・危険注意報（気象庁）	2相当	氾濫注意情報
1	今後気象状況悪化おそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）	1相当	

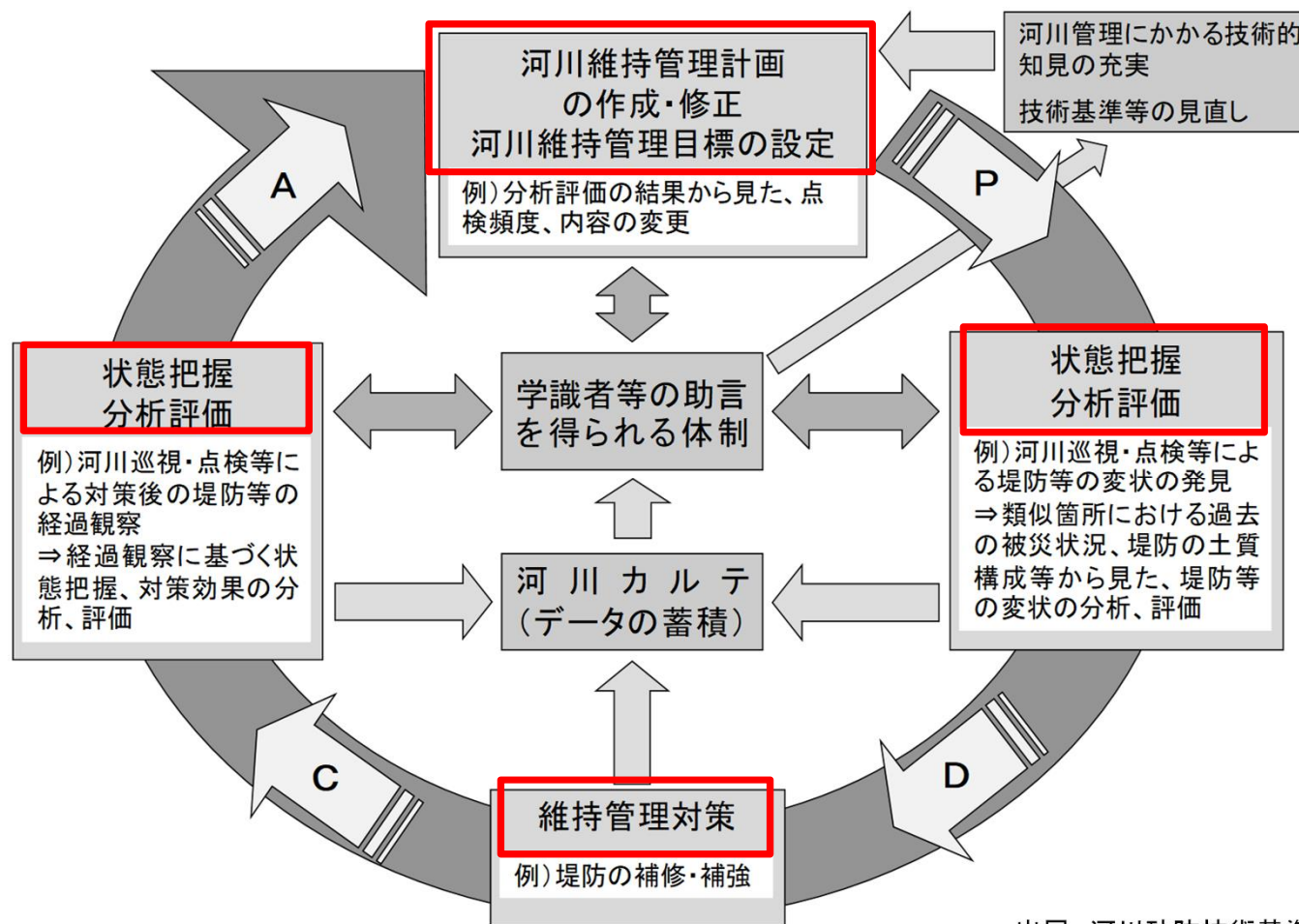
※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
 （注）避難指示は、現地の避難勧告のタイミングで発令する

- ◆河川の維持管理は、河道流下断面の確保、堤防等の施設の機能維持、河川区域等の適正な利用等に関して、それぞれ「目標設定」のうえ、「状態把握」を行い、その結果に応じて適切な「維持管理対策」を実施することを基本としている。
- ◆各河川ごとに「河川維持管理計画」を策定し、河川維持管理サイクルの繰り返しを通じて、計画の内容を充実させていく。



<p>■ 河川維持管理計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none">河川維持管理計画は、河川毎に、河川の特長、留意事項、概ね5年間に実施する河川維持管理の内容、効率化・改善に向けた取り組み等を規定。	<p>■ 河道流下断面の確保に関する目標設定</p> <ul style="list-style-type: none">当該断面の流下能力を考慮して維持管理すべき一連の河道流下断面を設定。 <p>■ 河川管理施設の機能維持に関する目標設定</p> <ul style="list-style-type: none">堤防、水門等の河川管理施設について、維持すべき施設の機能を、施設の種別等に応じて設定。 <p>■ 河川区域等の適正な利用に関する目標設定</p> <ul style="list-style-type: none">治水、利水、環境の目的と合致して適正に利用されるよう、河川敷地の占用や不法行為等への対応に関する目標を設定。	<p>■ 縦横断測量</p>  <ul style="list-style-type: none">5年以内に1回実施。 <p>■ 堤防、構造物の点検</p>  <ul style="list-style-type: none">出水期前・台風期に、徒歩等により損傷状況等を把握。一定規模以上の出水発生後、地震発生後にも実施。機械設備を伴う河川管理施設は管理運転を含む月点検、年点検等を実施。 <p>■ 河川巡視</p>  <ul style="list-style-type: none">平常時は、週2巡の車上巡視を実施。出水時にも必要な区間の河川巡視を実施。	<p>■ 土砂撤去・樹木伐開</p>   <ul style="list-style-type: none">河口閉塞で支障を生じている場合は、塩水遡上も考慮しつつ土砂を除去。樹木伐開は、樹木の有する治水上及び環境上の機能等に配慮しつつ、支障の大きな物から順次伐開。 <p>■ 堤防、構造物の補修</p>  <ul style="list-style-type: none">堤防の崩れ等については原因を調べる等により適切な補修等の対策を実施。機械設備は予防保全と事後保全を使い分け、計画的に実施。 <p>■ 不法行為等への対応</p>  <ul style="list-style-type: none">不法行為を発見した場合は、速やかに口頭で原状回復等の指導を行い、法令等に基づき迅速に是正措置を実施。
---	---	---	---

- ◆ 河川の維持管理は、河道や河川構造物の被災箇所、程度を予め特定することが困難な状況下で、発見された異常や変状を分析・評価し、対策等を実施せざるを得ないという性格を有する
- ◆ 河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して維持管理計画等に反映するPDCAのサイクルの体系を構築していくことが重要



「降水量」観測について

出典)河川砂防技術基準調査編 平成26年4月 版
「第2節 降水量観測」一部抜粋

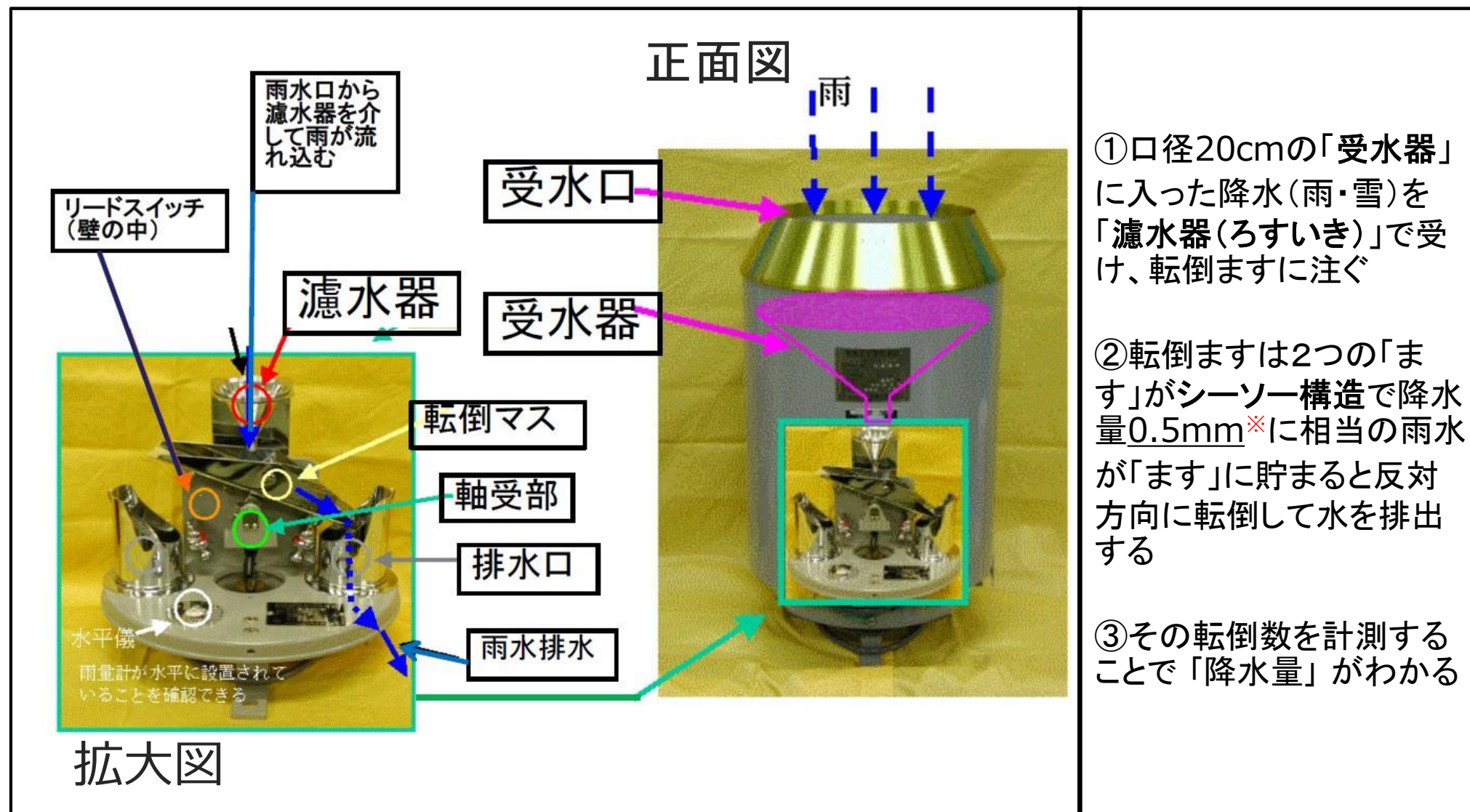
降水は、大気から地面に降下する水のことである。一般に、降雨と降雪に大別される。降水量は、ある時間内に地表の水平面(又は地表の水平投影面)に達した降水の量であり、降水が平面上にたまったと仮定した場合の深さで表す。測定単位はmm である。

降水量観測は、**河川・砂防に関する計画の立案、工事の実施、施設の維持管理、環境の整備及び保全、洪水や濁水等による水災害への対応**等を実施するための最も基本的な調査項目の一つである。

また、近年では、地球温暖化の進行に伴う気候変化による洪水や濁水等に与える影響が懸念されており、温暖化に伴う様々な影響への「適応策」を講じるためにも、**長期にわたる同一品質の観測データの確保**が必要である。

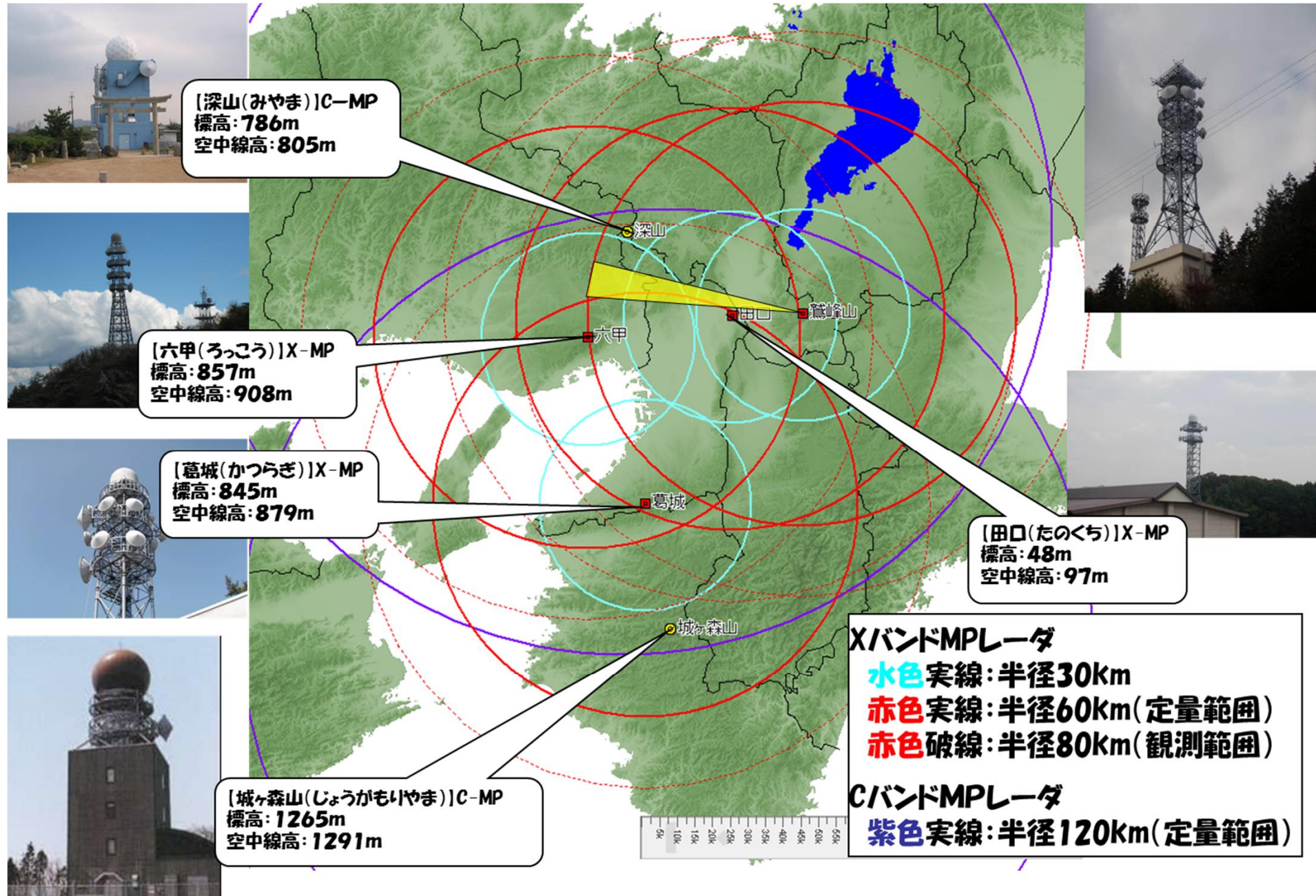
転倒マス型雨量計の構造について

出典)気象庁ホームページ



※気象庁の転倒ますは、「0.5mmます」であるのに対し、国交省は「1.0mmます」を採用している。

レーダ雨量計について(近畿の整備状況)



レーダ雨量計について(方式比較)

比較項目	Cバンドレーダー	Xバンドレーダー
観測範囲(定量範囲)	120km	60km
観測メッシュ	1km(単一偏波) 250m(二重偏波)	250m
観測間隔	5分(単一偏波) 1分(二重偏波)	1分
電波減衰	中程度	大きい(強雨時支障有り)
観測方法	単一偏波 二重偏波	二重偏波

衰弱が大きいと、レーダ局から遠くなるにつれ、電波が弱くなり霧散してしまう。

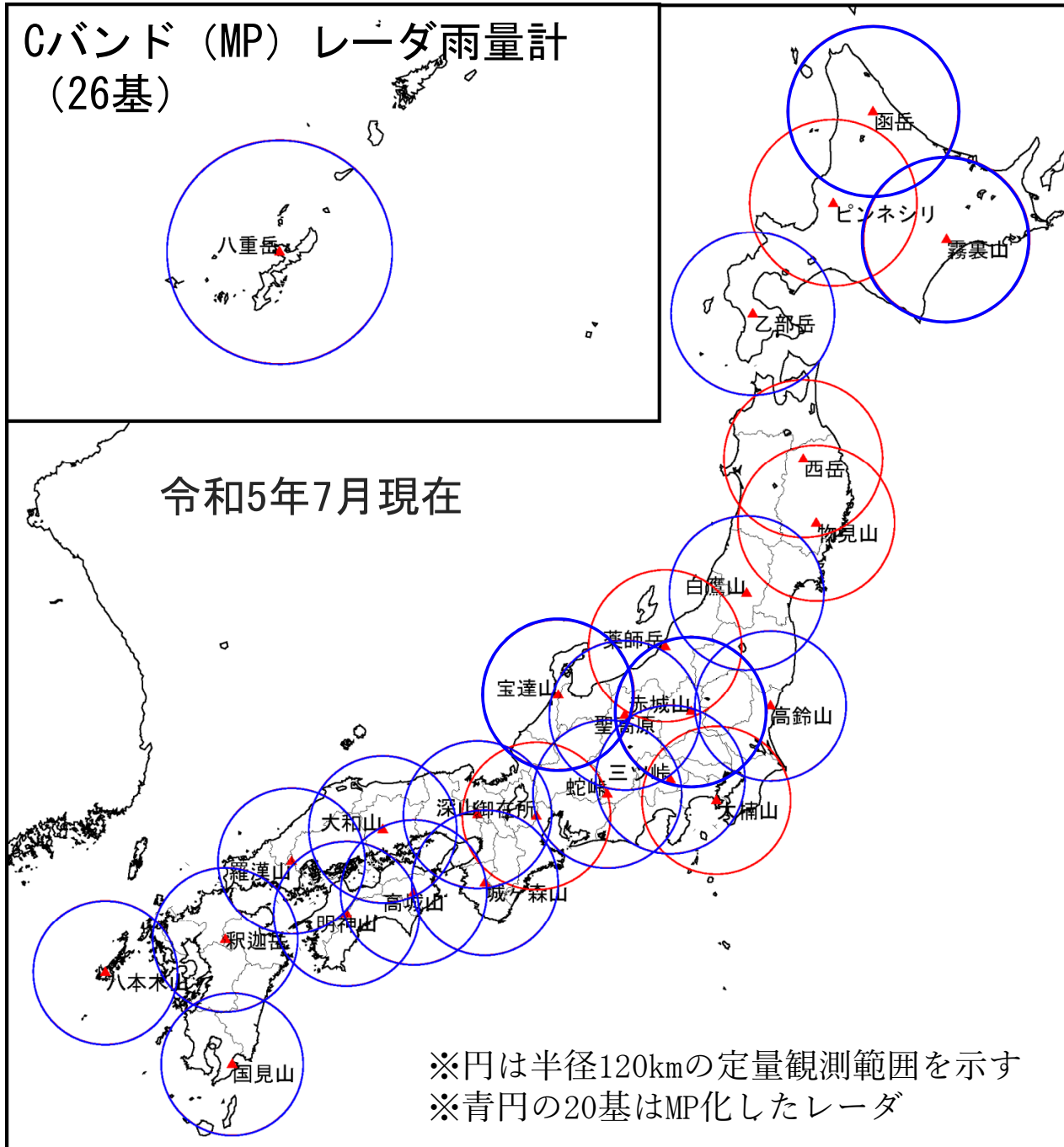
二種類の電波を射出することで、衰弱の影響を小さくすることができる。

・Cバンドレーダー

・・・**広域の降雨**を観測し、Xバンドレーダーの補填する。

・Xバンドレーダー

・・・**密な情報量**を活用し、**局所的な豪雨**を観測する。



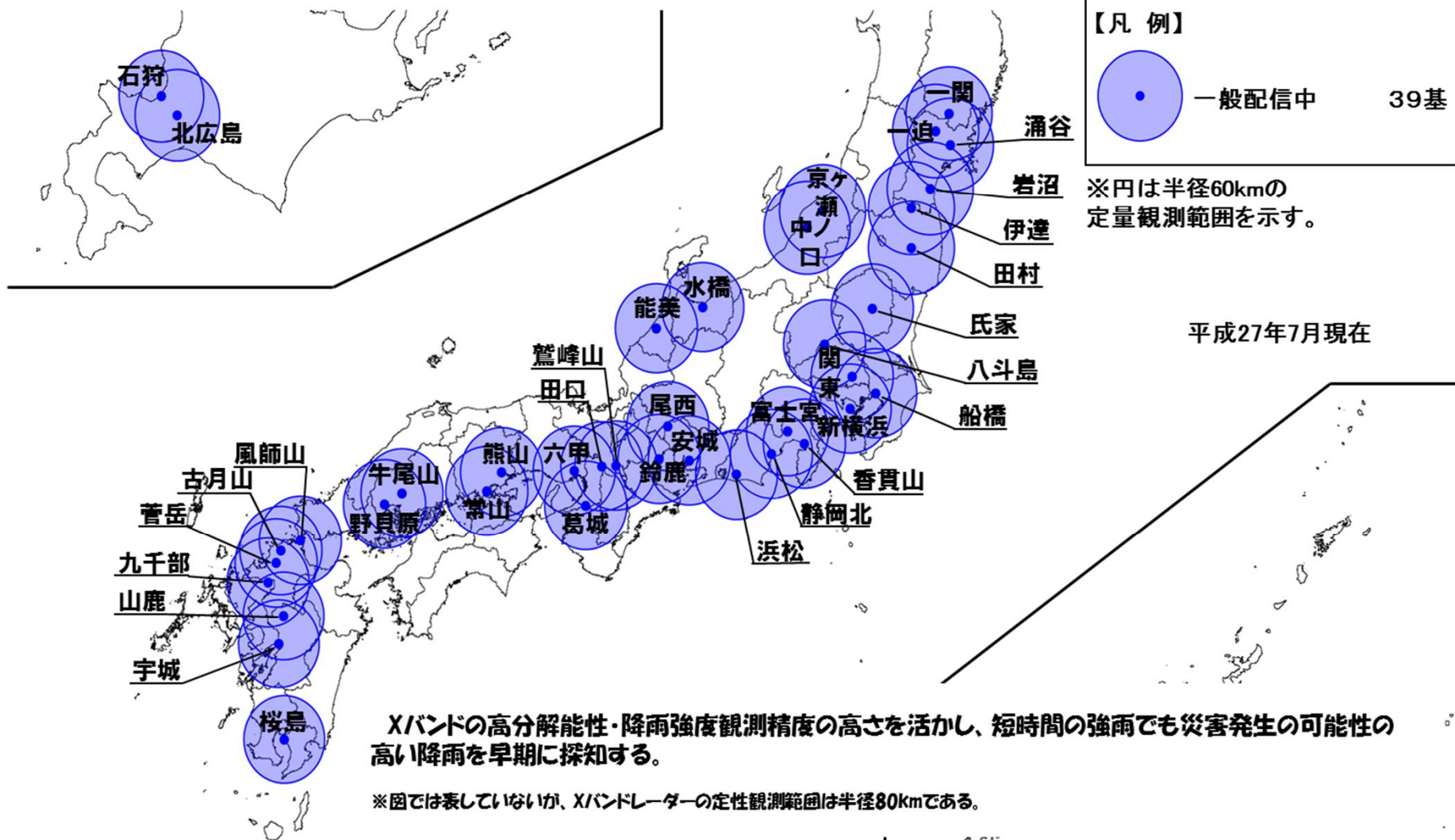
Cバンドレーダについては、近年全国的にMP化が進められており、近畿(深山、城ヶ森山)ではMP化が完了した。全国26基のうち、20基がMPレーダ。(R5.7月現在)

MP化されたレーダでは、高精度(250mメッシュ)、高頻度(1分間隔)の観測データが得られるようになった。

2018年6月よりCバンドMPレーダとXバンドMPレーダで得られたデータを合成した雨量データを**XRAIN (eXtended RAdar Information Network: 高性能レーダ雨量計ネットワーク)**として配信している。

レーダ雨量計について(Xバンドレーダ整備状況)

XバンドMPレーダについては、人口、資産が集中している政令指定都市等の大都市や、近年、甚大な水害や土砂災害等が発生し、被災リスクの高まっている地域を重点に整備が進められた。現在全国39基体制。

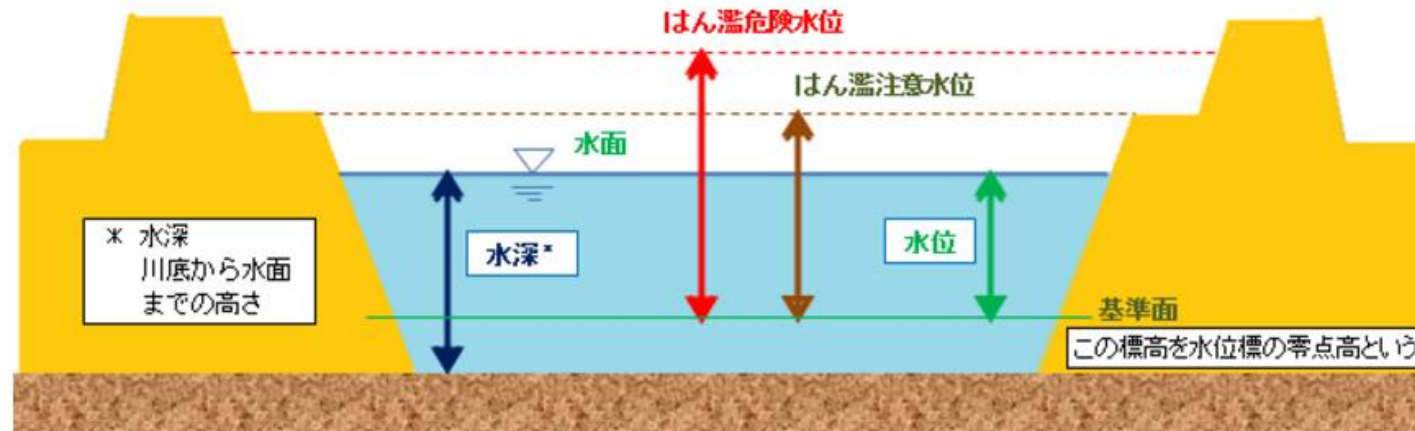


河川の水位について

出典)国土交通省 川の防災情報

河川の水位とは、基準面から測った河川の水面の高さをいいます。
 「基準面」の標高を「水位標の零点高」(以下、「零点高」という。)といいます。「零点高」は、通常、東京湾の平均海面からの高さ(T.P.「東京湾平均海面」あるいは「東京湾中等潮位」)で表示します。
 水位は、「基準面」を0とし、ここから水面までの高さをはかります。
 測定単位はメートル(m)とし、小数点以下2位(cm)まで表記します。

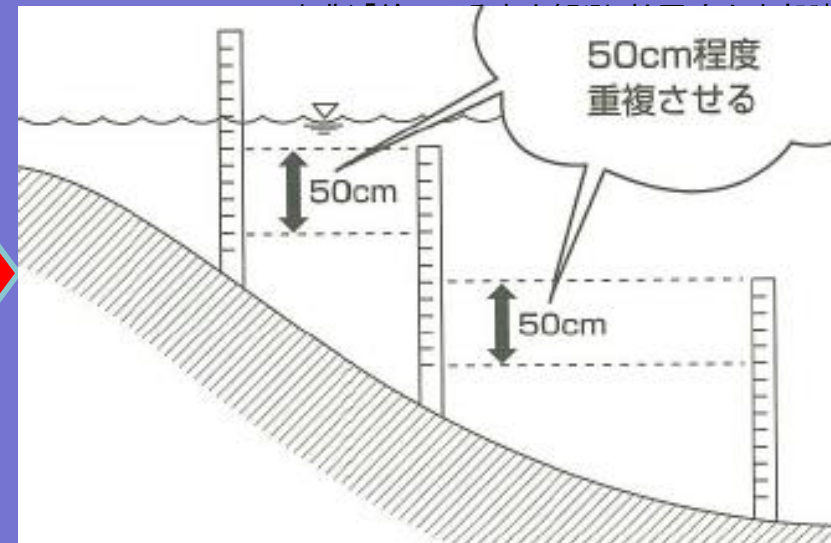
水位イメージ図



B.S.L.	琵琶湖基準水位	琵琶湖の河川管理
O.P.	大阪湾平均干潮位	淀川の河川管理
T.P	東京湾平均海面又は東京湾中等潮位	日本全体の基準

参考： $B.S.L. \pm 0m = O.P. + 85.614m = T.P. + 84.371m$

水位標と水位標の読み方について



設協会

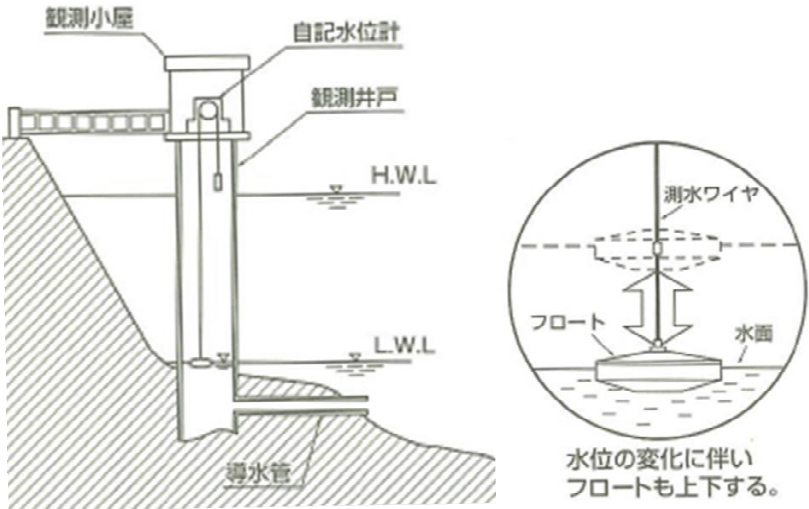
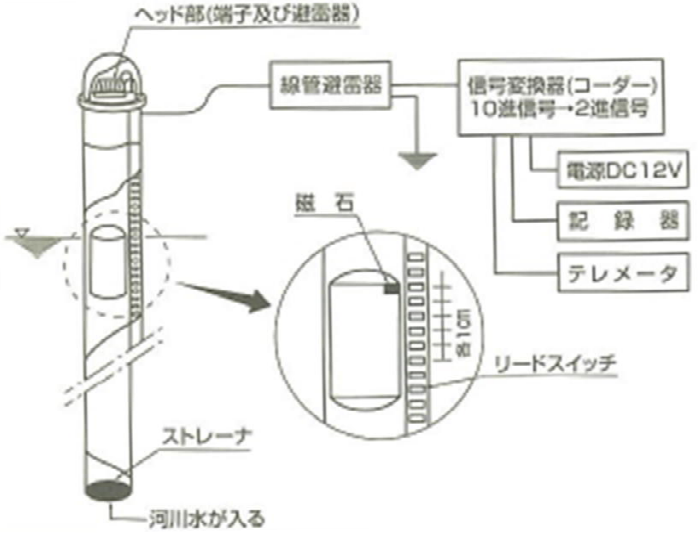


※堤防の高さより 50cm以上高い水位を観測出来る



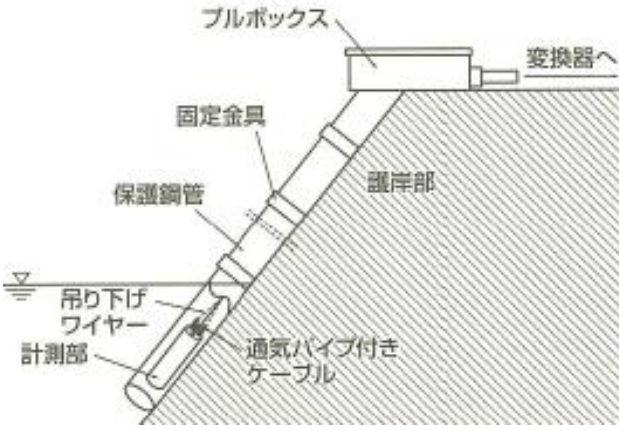
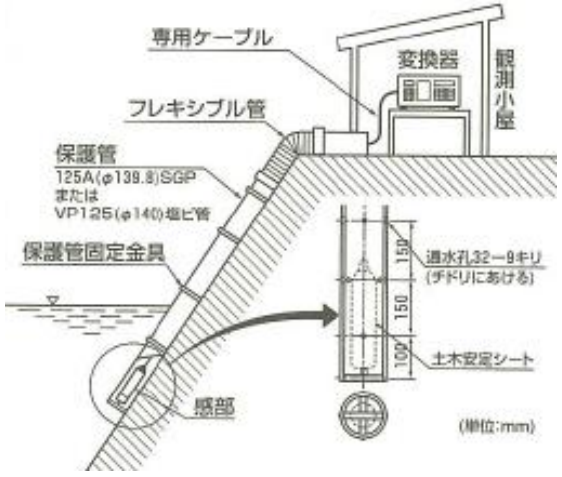
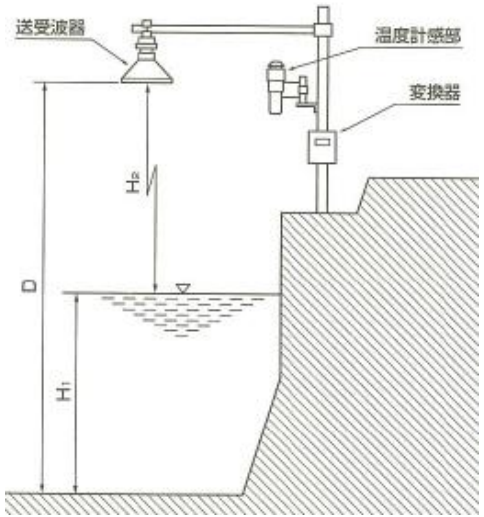
水位計について 【フロート位置検出】

出典)「絵でみる水文観測」社団法人中部建設協会

フロート式	リードスイッチ式
 <p>水位の上昇・下降によってフロートが上下し、この動きをフロートに結ばれた測水ワイヤーで測水プーリーに伝え、水位を観測する。</p>	 <p>観測地点の水中に設置した測定柱の中に、永久磁石を内蔵したフロートが入っており、これが水位変化に追従して上下すると、1cm間隔に並べられたリードスイッチの一つが内蔵磁石の磁界によって導通状態(ON)となります。これによって水位を測定するものです。</p>

水位計について

出典)「絵でみる水文観測」社団法人中部建設協会

水圧式	水晶式	非接触超音波式
		
<p>水位の変化に伴い、水中に設置された受圧部の受ける水圧の変化を機械的に測定するか、あるいは感圧素子によって電気信号に変換して、水深を測り水位を測定するものです。</p> <p>感圧素子が水晶である水晶式水位計は、高い精度が確保できることから、最近よく用いられています。</p>	<p>水圧式と同様に水位の変化に伴う水圧の変化から水位を測定する。水晶振動子に圧力を加えると共振周波数が変化することを利用したものである。シリコン振動子によるものもある。</p>	<p>超音波送受波器を水面の鉛直上方に取り付け、超音波が水面に当たって戻ってくるまでの時間を測定し、水面と超音波送受波器との距離を計測するものです。</p> <p>水位を非接触で測るので、河川の上流部で流れが速く、かつ河床の変動が激しい場所などで用いられています。</p>

【防災(災害時)】一般住民への迅速な避難の支援

- 災害時の雨量、水位の状況や監視カメラの映像を一般向けに配信することにより、**迅速な避難を支援**する。(一般向け「川の防災情報」)



一般向け「川の防災情報」
令和3年3月にリニューアル！

地図を操作して
調べたい情報を検索

全国の洪水の危険度を
一目で確認

身近な地点の情報に
簡単にアクセス



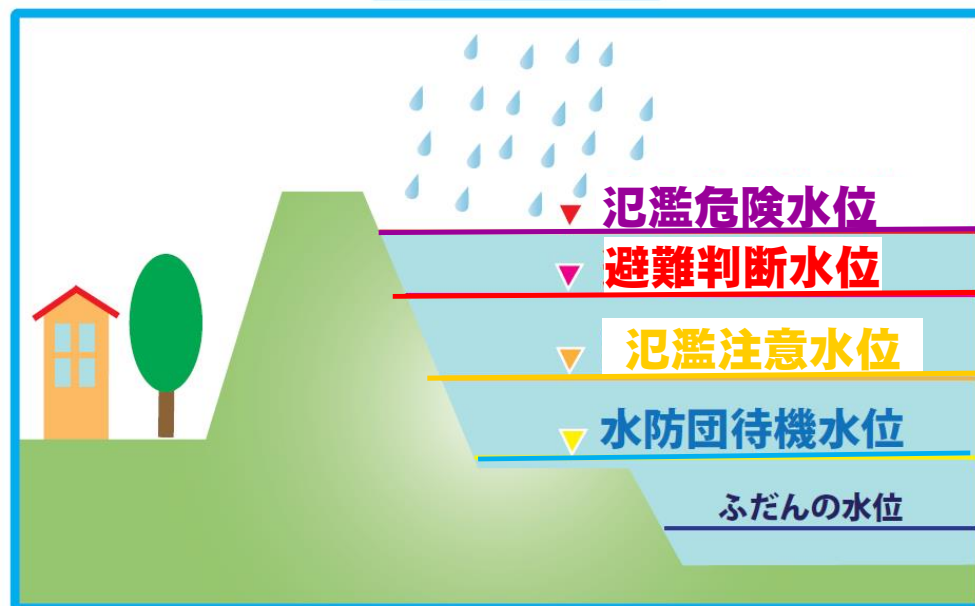
【防災計画】基準水位の設定

➤ 河川管理者は、過去の水位データに基づき、避難勧告、避難指示発令の判断基準となる**基準水位を設定**

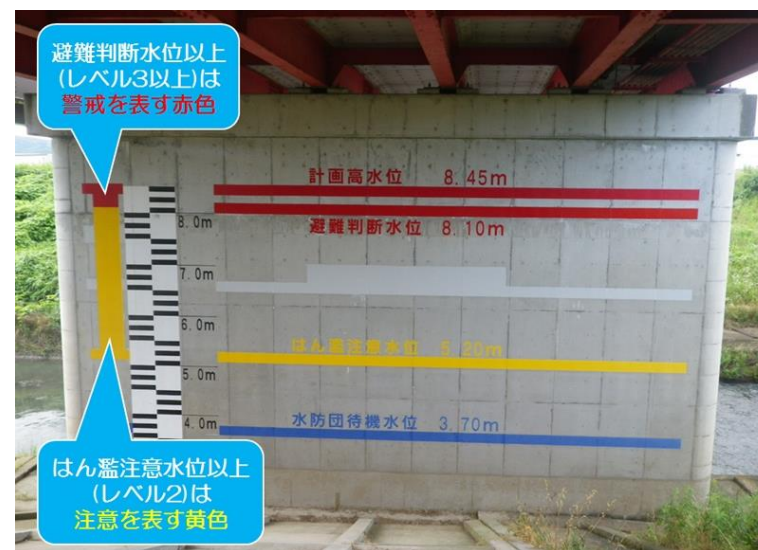
洪水予報で発表される情報に対する水位

水位	洪水予報で発表される情報	概要
氾濫危険水位(レベル4)	氾濫危険情報(レベル4)	洪水、内水氾濫により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難情報の発令判断の目安。
避難判断水位(レベル3)	氾濫警戒情報(レベル3)	住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安。
氾濫注意水位(レベル2)	氾濫注意情報(レベル2)	増水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。

河川水位



危険度レベル



橋脚への基準水位の表示
 (※色は、令和2年5月に内閣府が定めた配色パターン以前のものです)

出水中の対応について

■ 出水中の対応

○洪水による河川水位の上昇に伴い、河川管理者はダムなどの河川管理施設の操作や河川情報の提供を行い、流域関係者は避難情報の発信や水防活動を行うなど流域が一体となって対応

対応者	対応内容
河川管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム操作 ・樋門や水門操作 ・排水ポンプ操作 ・河川情報の提供
流域関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発信等（自治体） ・水防活動（水防団）

(水防法の目的) 洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する

施策	内容	実施主体
① 現地での水防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等を巡視 ・水防工法を実施 ・立入を制限するための警戒区域を設定 ・決壊を通報 ・決壊後の処置（氾濫被害の拡大防止）を実施 ・特定緊急水防活動 ・多様な主体の参画による水防協力 	水防団等 // // // // 国 水防協力団体、河川管理者
② 洪水予報等の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・大河川で洪水予報を実施（洪水予報河川） ・中小河川で避難に資するための水位情報を通知（水位周知河川） ・水防を行う必要がある旨を警告する水防警報を発表（水防警報河川） ・下水道で避難に資するための水位情報を通知（水位周知下水道） ・海岸で避難に資するための水位情報を通知（水位周知海岸） 	国又は都道府県 // // 都道府県又は市町村 都道府県
③ 氾濫情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川及び水位周知河川を対象に想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域を指定 ・二以上の都府県にわたる河川等で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある大河川において氾濫水の予報を実施 ・水位周知下水道を対象に想定最大規模降雨を前提とした雨水出水浸水想定区域を指定 ・水位周知海岸を対象に想定最大規模高潮を前提とした高潮浸水想定区域を指定 	国又は都道府県 国 都道府県又は市町村 都道府県
④ 避難確保・浸水防止	<浸水想定区域内> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水、雨水出水（内水）、高潮ハザードマップを作成・配布 ・洪水予報等の伝達方法、避難場所等を地域防災計画へ規定 ・災害時要援護者の利用する施設への洪水予報等の伝達方法を地域防災計画へ規定 ・事業所等（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等）における洪水時の防災体制、避難確保又は浸水防止等を定めた計画（避難確保計画又は浸水防止計画）を作成 	市町村 // // 事業所等の所有者又は管理者

■ 水防法 第10条第2項(国の機関が行う洪水予報)

国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれが河川(**洪水予報河川**)を指定し、**気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量、氾濫した後においては、水位若くは流量又は浸水する区域及び水深を都道府県知事に通知、一般に周知**しなければならない。

洪水予報河川は、所定の水位に達した時や達すると予想される時に、水位の状況や予測等の洪水予報を浸水想定区域内の住民に周知する河川である。管内10水系27河川(次ページ参照)を指定している。

洪水予報実施河川一覧表(次頁へ続く)

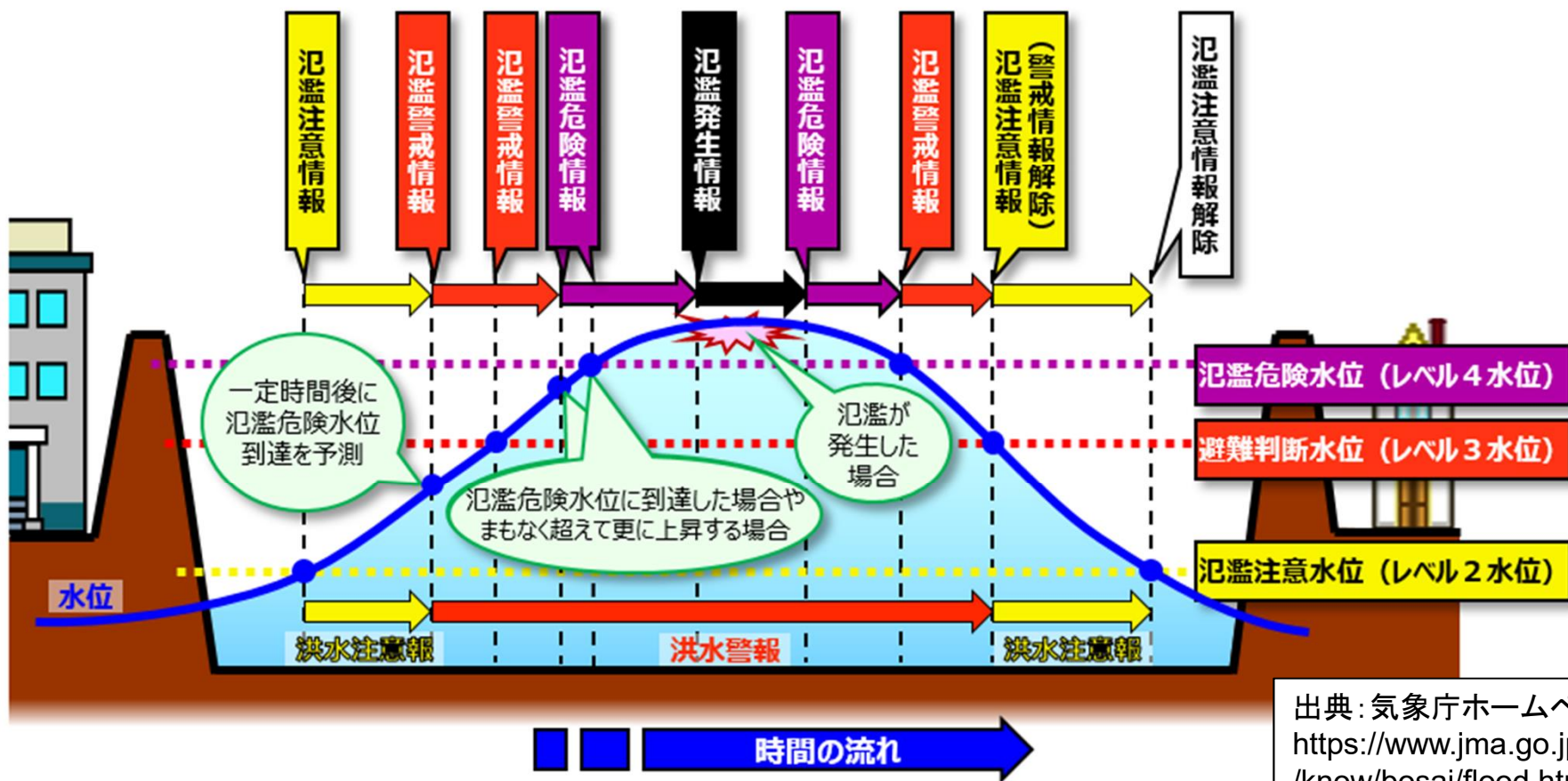
洪水予報実施河川一覧表

水系名	河川名	区 域	対象量水標	位 置	距 離	水防団待機 水位	氾濫 注意	避難 判断	氾濫危 険水位	計画高水位	発表官署
新宮川	熊野川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199番の1地 先 から海まで	成 川	三重県南牟婁郡紀宝町成川	河口より 2.35	2.9	4.5	6.8	7.7	8.05	紀南河川国道 和歌山地方気象台 津地方気象台
		右岸 和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先									
紀の川	紀の川	左岸 奈良県五條市野原東4丁目266番地先 右岸 奈良県五條市小島町550番1地先	五 條	奈良県五條市新町	河口より 59.40	5	7.5	7.8	8.1	11.1	和歌山河川国道 和歌山地方気象台 奈良地方気象台
			三 谷	和歌山県伊都郡かつらぎ町三谷	河口より 40.00	2	3.5	4.6	4.8	6.8	
			船 戸	和歌山県岩出市宮	河口より 16.40	4	5	6.8	7	10.57	
大和川	大和川	奈良県磯城郡川西町大字吐田字幸工門裏970番地先吐田井堰下流端から海まで	板 東	奈良県大和郡山市額田部南町	河口より35.84	2	3	3.5	4.1	5.64	大和川河川事務所 大阪管区気象台
			柏 原	大阪府藤井寺市大井5丁目	河口より17.03	1.5	3.2	4.5	5.1	7.32	
淀川	宇治川	左岸 京都府宇治市宇治塔川36番の2地先 右岸 京都府宇治市紅斎25番の8地先	榎尾山	京都府宇治市宇治山王町	河口より 51.90	2	3	3.5	3.6	4.59	淀川ダム統合管理 事務所 大阪管区気象台
		から桂川、宇治川、木津川三 川の合流点まで									
	淀 川	左岸 桂川、宇治川、木津川三川の合流点 右岸 京都府京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地	枚 方	大阪府枚方市桜町3-32	河口より25.9	2.7	4.5	5.4	5.5	6.36	
	桂 川	左岸 京都府京都市西京区嵐山元緑山町国有林38林班ル小 右岸 京都府京都市西京区嵐山元緑山町国有林38林班ル小	桂	京都市西京区桂浅原町	河口より 50.40	2.8	3.8	3.9	4	5.06	
	木津川	左岸 京都府木津川市加茂町山田野田3 右岸 京都府相楽郡和束町大字木屋字桶測22-2	加 茂	京都府木津川市加茂町北船屋	幹川合流点より 28.60	2.5	4.5	5.9	6	9.01	
	木津川	左岸 三重県伊賀市大内字川原2686番の1地先から京都府相楽郡笠置町笠置字野田 坂1まで 右岸 三重県伊賀市守田町字荒内大内橋地先から京都府相楽郡笠置町大字切山小字宮毛 田3まで	岩 倉	三重県伊賀市岩倉	幹川合流点より57.4	4.5	6	6.7	7.7	10.5	
	服部川	左岸 三重県伊賀市服部町字向中川原2145番の1地先 右岸 三重県伊賀市服部町字上川原1354番の1地先									
	柘植川	左岸 三重県伊賀市山神字竹ノ下272番地先 右岸 三重県伊賀市山神字谷尻404番地先									
	名張川	左岸 三重県名張市大字下比奈知松尾411番地地先から奈良県山辺郡山添村吉田1133番の 2地先まで 右岸 三重県名張市下比奈知下垣内1186番地地先から三重県伊賀市大滝970番地地先まで	名 張	三重県名張市南町	木津川合流点より 28.96	4.5	6	6.8	7.6	7.99	
	宇陀川	左岸 奈良県宇陀市室生区大野1469番地地先 右岸 奈良県宇陀市室生区大野3846番地地先									
	猪名川	左岸 大阪府池田市古江町先69番地先 右岸 兵庫県川西市滝山字上ノ宮9番地先	小 戸	大阪府池田市西本町	河口より 19.40	1	2.5	3.4	4	5.15	猪名川河川事務所 大阪管区気象台
	藻 川	猪名川からの分派点から猪名川合流点まで									

水系名	河川名	区 域	対象量水標	位置	距 標	水防団待機	氾濫	避難	氾濫危	計画高水位	発表官署	
淀 川	瀬田川	左岸 大津市玉野浦字高砂2179番2地先	から	鳥居川	滋賀県大津市唐橋町	河口より 74.00	0.7	0.8	1.3	1.4	1.4	琵琶湖河川事務所 彦根地方气象台
		右岸 大津市晴嵐1丁目字南1040番1地先										
		左岸 大津市関津2丁目341番3地先	まで	関ノ津	滋賀県大津市関津一丁目	河口より 68.80	1	2	2.6	2.8	3.03	
		右岸 大津市石山南郷町1220番1地先										
野洲川	左岸 湖南省石部北4丁目2193番地先	から琵琶湖への流入点まで	野 洲	滋賀県野洲市野洲	琵琶湖より 8.10km	2.5	3.5	4.3	4.8	6		
由良川	由良川	左岸 京都府綾部市野田町西ノ谷105番地先	から海まで	綾 部	京都府綾部市味方町	河口より 51.90	2	3.5	5	6	8.12	福知山河川国道事務所 京都地方气象台
		右岸 京都府綾部市味方町鷺谷6番地先										
	土師川	左岸 京都府福知山市堀地先	から由良川への合流点まで	福知山	京都府福知山市寺町	河口より 36.6	2	4	5	5.9	7.74	
		右岸 京都府福知山市土師地先										
九頭竜川	九頭竜川	左岸 福井県吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先	から海まで	中 角	福井県福井市中角町	河口より 18.20	5	7.5	8.5	9.1	10	福井河川国道事務所 福井地方气象台
		右岸 福井県吉田郡永平寺町鹿鹿山鹿35字逆水沖5番1地先										
	日野川	左岸 福井県福井市朝宮町32字17番地先	から九頭竜川幹川合流点まで	深 谷	福井県福井市三ツ屋町	河口より 18.00	4	6	6.9	7.5	8.75	
		右岸 福井県福井市種池町27字勘要道30番の1地先										
北川	北川	左岸 福井県三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先の瓜生大井根堰堤下流端	から海まで	高 塚	福井県小浜市高塚	河口より 3.70	5.2	6.8	7	7.7	8.67	
		右岸 福井県三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先の瓜生大井根堰堤下流端										
	遠敷川	左岸 福井県小浜市遠敷112号鱒街道36番の1地先の国道27号遠敷橋	から北川幹川合流点まで									
		右岸 福井県小浜市国分47号馬場10番の1地先の国道27号遠敷橋										
円山川	円山川	左岸 兵庫県豊岡市日高町浅倉字茶園1024番地の1地先	から海まで	立 野	兵庫県豊岡市立野	河口より 13.00	2.5	4.5	5.2	6.2	8.16	豊岡河川国道事務所 神戸地方气象台
		右岸 兵庫県豊岡市日高町赤崎字開キ1046番地先										
	出石川	左岸 兵庫県豊岡市出石町鍛屋字五反田377番ノ1地先	から円山川合流点まで	弘 原	兵庫県豊岡市出石町弘原	河口より 24.20	0.6	2.4	3.4	4.3	5.27	
		右岸 兵庫県豊岡市出石町小入字山椒畑182番地										
加古川	加古川	左岸 兵庫県加東市多井田字大上48番地先	から美濃川合流点まで	板 波	兵庫県西脇市高松町中川原	河口より 37.60	2	3.5	4.2	5	6.1	姫路河川国道事務所 神戸地方气象台
		右岸 兵庫県加東市上滝野字塩谷1番-1地先										
		美濃川合流点から海まで		国 包	兵庫県加古川市上荘町国包	河口より 14.2	1.5	2.5	4.3	4.7	6.76	
水系名	河川名	区 域	対 象量水標	位 置	距 標	水防団待機	氾濫	避難	氾濫危	計 画高水位	発表官署	
揖保川	揖保川	左岸 兵庫県宍粟市一宮町安積字ドウドウ873番地先	から菅野川合流点まで	山崎第二	兵庫県宍粟市山崎町船元	河口より 29.50	2.3	3.6	3.9	4.1	5.23	姫路河川国道事務所 神戸地方气象台
		右岸 兵庫県宍粟市一宮町安積字岩谷山1409の2番地先										
		菅野川合流点から海まで										
	中 川	揖保川からの分岐点から海まで	龍 野	兵庫県たつの市龍野町水神	河口より 12.90	2	3	3.3	3.5	4.87		
	元 川	中川からの分岐点から中川との合流点まで										

洪水予報の発表イメージ

洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



出典: 気象庁ホームページ
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/flood.html>

課題

- 大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生。大雨の後に時間差で発生する氾濫への注意喚起が必要

改善策

- 大雨特別警報解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報の解除を警報への切替と表現するとともに、警報への切替に合わせて、今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を発表
- メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報、ホットライン、JETTによる解説等、あらゆる手段で注意喚起を実施
- 「引き続き、避難が必要とされる警戒レベル4相当が継続。なお、特別警報は警報に切り替え」と伝えるなど、どの警戒レベルに相当する状況が分かりやすく解説

大雨特別警報の切替に合わせて「河川氾濫に関する情報」を発表

今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を発表し、引き続き警戒が必要であること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起

国土交通省 常陸河川国道事務所 気象庁 水戸地方気象台

「大雨は峠を越えたが、河川は氾濫のおそれ」

■ 久慈川
(氾濫危険: 警戒レベル4相当)
富岡観測所(常陸大宮市)では、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込みであり、氾濫のおそれあり。
榑橋観測所(日立市)では、避難判断水位を超過しており、今後、氾濫危険水位に到達する見込み。

基準観測所	水位状況	今後の見込み
富岡 (常陸大宮市)	氾濫危険水位超過 (レベル4相当)	水位上昇中
榑橋 (日立市)	避難判断水位超過 (レベル3相当)	水位上昇中。氾濫危険水位到達見込み

メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起を実施



特別警戒水位到達情報の発表

■ 水防法 第13条第1項

国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済上重大な被害を生じるおそれがあるとして指定した河川について特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、知事に通知。一般に周知。

水位情報周知河川は、流域面積が比較的小さく洪水予報を行う時間的余裕が無い河川で、河川の水位が特別警戒水位に達したことを浸水想定区域内の住民に周知する河川である。管内では、相野谷川、市田川、貴志川、佐保川、曾我川、奈佐川、東条川、万願寺川、林田川、栗栖川、引原川の11河川。

■ 水防法 第13条の四

第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

■水防法 第16条第1項

- 国土交通大臣は、洪水又は高潮により、国民経済上重大な損害が生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報をしなければならない。

■水防法 第16条第2項

- 国土交通大臣は、水防警報をしたときは、直ちに都道府県知事に通知しなければならない。

種 類	内 容	発 表 基 準
※待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、または水防機関の出勤機関が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
(1)準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	<u>雨量・水位・流量</u> その他の <u>河川状況</u> により <u>必要と認められる時</u>
(2)出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を通知するもの	洪水注意報(氾濫注意情報)等により、または、水位・流量等河川の状況により水位が「 <u>氾濫注意水位</u> 」を越える恐れがある時
(3)解除	水防活動の終了を通知するもの	「 <u>氾濫注意水位</u> 」以下に下降したとき、又は <u>水防作業</u> を必要とする河川の状況が <u>解消したと認めるとき</u>
(4)状況	水位の上昇、下降、洪水継続時間、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に水防警報を必要とする事項を通知するもの	<u>適宜河川の状況</u> により <u>必要と認められる時</u>

※S51河川砂防技術基準(維持管理編)から、「水防警報の種類で、河川特性、改修工事の進捗状況などにより、「待機」と「準備」を切り離さないで「待機及び準備」として行った方がより効果的である場合もあるので、その河川の実状に応じて定める」としている。北陸管内の国・県が発表する水防警報は、(1)～(4)で統一されている。

水防警報実施河川一覧表

水系名	河川名	区 域	対 象 量水標	位 置	距 離 標	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	計画高 水位	担 当 事 務 所	
新宮川	熊野川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199番野1地先	から海まで	成 川	三重県南牟婁郡紀宝町成川	河口より 2.35	2.90	4.50	紀南 河川国道事務所	
		右岸 和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先								
	相野谷川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町大黒字板ノ前1904番の1地先	から熊野川	高 岡	三重県南牟婁郡紀宝町高岡	熊野川合流点より 2.60	2.00	3.10		4.566
	市田川	左岸 和歌山県新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋	合流点まで	下 田	和歌山県新宮市下田	熊野川合流点より 2.00	2.20	3.20	4.00	
	右岸 和歌山県新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋									
紀の川	幹 川	左岸 奈良県五條市野原東3丁目192番1地先	から海まで	五 條	奈良県五條市新町	河口より 59.40	5.00	7.50	和歌山 河川国道事務所	
		右岸 奈良県五條市小島町570番1地先								
	貴志川	左岸 和歌山県紀の川市貴志川町神戸地先	から幹川	貴 志	和歌山県紀の川市貴志川町北	紀の川合流点より 3.60	2.50	4.50		7.50
大和川	幹 川	左岸 奈良県磯城郡川西町大字吐田字幸衛門裏	から海まで	板 東	奈良県大和郡山市額田部南町	河口より 35.84	2.00	3.00	大和川河川事務所	
		右岸 奈良県大和郡山市額田部南方								
	石 川	左岸 大阪府藤井寺市国府2丁目92番の1	から幹川	柏 原	大阪府藤井寺市大井5丁目	河口より 17.03	1.50	3.20		7.32
		右岸 同上	合流点まで							
	曾我川	奈良県北葛城郡広陵町字大場129番の3地先県道小柳橋下流端から大和川合流地点まで		保 田	奈良県磯城郡川西町保田	合流点より 0.82	2.00	3.00	5.94	
	佐保川	秋篠川の合流地点から大和川合流地点まで		番 条	奈良県大和郡山市番条町	合流点より 4.03	1.00	2.40	3.92	
淀川	野洲川	左岸 滋賀県湖南市石部北四丁目2193番地先	から琵琶湖 流入点まで	野 洲	滋賀県野洲市野洲	琵琶湖より 8.10	2.50	3.50	琵琶湖河川事務所	
		右岸 滋賀県湖南市菩提寺字平尾2111番の9地先								
	幹 川 (瀬田川)	左岸 滋賀県大津市玉野浦字高砂2179番2地先	から まで	関ノ津	滋賀県大津市関津一丁目	河口より 68.80	1.00	2.00	3.03	
		右岸 滋賀県大津市晴嵐1丁目字南1040番1地先								
	宇陀川	左岸 奈良県宇陀市室生大野1469番地地先	から名張川 合流点まで	安部田	三重県名張市安部田	木津川合流点より 32.60	2.00	3.50	木津川上流 河川事務所	
右岸 奈良県宇陀市室生大野3846番地地先										
	名張川	左岸 三重県名張市下比奈知松尾411番地地先から 奈良県山辺郡山添村吉田1133番地の2地先 右岸 三重県名張市下比奈知下垣内1186番地地先から 三重県伊賀市大滝970番地先		名 張	三重県名張市南町	木津川合流点より 28.96	4.50	6.00	7.99	

水防警報実施河川一覧表(次頁へ続く)

水系名	河川名	区 域	対 象 量水標	位 置	距 離 標	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	計画高 水位	担 当 事 務 所	
淀川	服部川	左岸 三重県伊賀市服部町字中川原2145番の1地先 右岸 三重県伊賀市服部町字上川原1354番の1地先	から木津川 合流点まで	岩倉	三重県伊賀市岩倉	幹川合流点より 57.40	4.50	6.00	10.50	木津川上流 河川事務所
	柘植川	左岸 三重県伊賀市大字山神字竹ノ下272番地先 右岸 三重県伊賀市大字山神字谷尻404番地先								
	木津川	左岸 三重県伊賀市大内字川原 右岸 三重県伊賀市守田町字荒内大内橋	から笠置大 橋まで	加茂	京都府木津川市加茂町北船 屋	幹川合流点より 28.60	2.50	4.50	9.01	淀川河川事務所
		左岸 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字浜38 右岸 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通74の1	から幹川 合流点まで							
	桂川	左岸 京都府京都市右京区嵯峨亀ノ尾町 右岸 京都府京都市西京区嵐山元録山町国有林38林班ル小斑地先	から幹川 合流点まで	桂	京都市西京区桂浅原町	河口より 50.40	2.80	3.80	5.06	淀川河川事務所
		幹川 (宇治川 及び淀川 本川)	左岸 京都府宇治市宇治金井戸地先16-5 右岸 京都府宇治市横島町横尾山1-2	から大阪府 界まで	向島	京都市伏見区向島橋詰町	河口より 44.90	1.30	2.00	
	左岸 京都府界から海まで 右岸 京都府界から海まで			枚方	大阪府枚方市枚町3-32	河口より 25.90	2.70	4.50	6.36	
	左岸 淀川大堰から海まで 右岸 淀川大堰上流堰から海まで			福島	大阪市福島区海老江8-3-15	河口より 4.80	—	—	5.20	※物開閉鎖水位 3.00
	猪名川	左岸 大阪府池田市古江町69番地先 右岸 兵庫県川西市滝山町267番地先	から神崎川 合流点まで	小戸	大阪府池田市西本町	河口より 19.40	1.00	2.50	5.15	猪名川河川事務所
	藻川	猪名川からの分派点から猪名川への合流点まで								
加古川	幹川	左岸 兵庫県加東市多井田字大上48番地先 右岸 兵庫県加東市上滝野字塩谷1番の1地先	から海まで	国包	兵庫県加古川市上荘町国包	河口より 14.20	1.50	2.50	6.76	姫路 河川国道事務所
	東条川	左岸 兵庫県小野市久保木町字下川田1211番の3地先 右岸 兵庫県小野市古川町字川ノ上785番の3地先	から加古川 合流点まで							
	万願寺川	左岸 兵庫県小野市西脇町字古新田林100番地先 右岸 兵庫県小野市西脇町字池の尻792番地先	から加古川 合流点まで	万願寺	兵庫県小野市西脇町神子ヶ 池	幹川合流点より 1.50	2.90	3.40	6.38	
揖保川	幹川	左岸 兵庫県宍粟市一宮町安積字ドウドウ873番地先 右岸 兵庫県宍粟市一宮町安積字岩谷山1409番の2地先	から海まで	龍野	兵庫県たつの市龍野町水神	河口より 12.90	2.00	3.00	4.87	
	中川	揖保川分岐点から海まで								
	元川	中川分岐点から中川への合流点まで								
	林田川	兵庫県たつの市龍野町片山字川向492番地先の県道中井橋から揖保川合流点まで		誉	兵庫県たつの市誉町誉	幹川合流点より5.40	1.00	1.40	4.00	
	栗栖川	兵庫県たつの市新宮町平野字前ヶ原562番地先の県道平野橋から揖保川合流点まで		東栗栖	兵庫県たつの市新宮町芝田	幹川合流点より5.50	1.00	1.50	2.91	

水防警報実施河川一覧表

水系名	河川名	区 域	対 象 量水標	位 置	距 離 標	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	計画高 水位	担 当 事 務 所
円山川	幹 川	左岸 兵庫県豊岡市日高町浅倉字茶園1024番の1地先] から海まで	立 野	兵庫県豊岡市立野	河口より 13.00	2.50	4.50	豊岡 河川国道事務所
		右岸 兵庫県豊岡市日高町赤崎字開キ1046番地先							
	奈 佐 川	左岸 兵庫県豊岡市庄字堂ヶ瀬7番の1地先] から幹川 合流点まで	富 井	兵庫県豊岡市富井	河口より 12.65	2.10	3.20	
右岸 兵庫県豊岡市宮井字カイナ谷1294番地先									
	出 石 川	左岸 兵庫県豊岡市出石町鍛冶墨字五反田377番の1地先] から幹川 合流点まで	弘 原	兵庫県豊岡市出石町弘原	河口より 24.20	0.60	2.40	5.270
		右岸 兵庫県豊岡市出石町小人字山椒畑182番地先							
由良川	幹 川	左岸 京都府綾部市野田町西ノ谷105番地先] から海まで	綾 部	京都府綾部市味方町	河口より 51.90	2.00	3.50	福知山 河川国道事務所
		右岸 京都府綾部市味方町鷺谷6番地先			福知山	京都府福知山市寺町	河口より 36.60	2.00	
	土 師 川	左岸 京都府福知山市字瀬地先] から幹川 合流点まで	福知山	京都府福知山市寺町	河口より 36.60	2.00	4.00	
右岸 京都府福知山市字土師地先									
北 川	幹 川	左岸 福井県三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先] から海まで	高 塚	福井県小浜市高塚	河口より 3.70	5.20	6.80	福井 河川国道事務所
		右岸 瓜生大井根堰堤下流端 福井県三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先 瓜生大井根堰堤下流端							
	遼 敷 川	左岸 福井県小浜市遼敷112号錦街道36番の1地先 国道27号遼敷橋] から幹川 合流点まで						
	右岸 福井県小浜市国分47号馬場10番の1地先 国道27号遼敷橋								
丸根川	幹 川	左岸 福井県吉田郡永平寺町谷口1字総社山218番地先] から海まで	中 角	福井県福井市中角町	河口より 18.20	5.00	7.50	10.00
		右岸 福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先							
	日 野 川	左岸 福井県福井市朝宮町32字17番地先] から幹川 合流点まで	深 谷	福井県福井市三ツ屋町	河口より 18.40	4.00	6.00	8.75
		右岸 福井県福井市種池町27字勘要道30番の1地先							

川の防災情報での確認方法

全国の洪水の危険度（洪水予報等） ②

氾濫注意情報発表中の河川があります

情報の探し方を選ぶ

サイト内検索

フリー検索 市町村名から検索 河川名から検索 観測所名から検索

検索したいキーワードを入力してください（最大3つ）

検索

自宅等のリスクを調べる

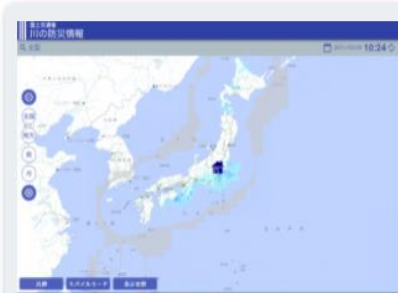
登録した地点の状況を確認できます。

地点を登録

地点を登録

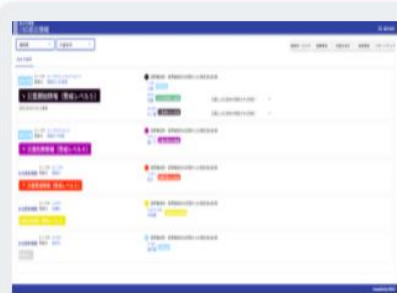
地点を登録

地図から探す



日本地図を拡大し、見たい地域を選択できます。

市町村から探す



市町村内の各種情報をまとめて確認できます。

並べて見る



気象や水害・土砂災害に関する今の情報を確認できます。
(情報マルチモニタ)

情報の種類から探す

行政からの発表を調べる

川の状況を調べる

川の防災情報での確認方法

全国の情報が表示

国土交通省
川の防災情報

"気象"×"水害・土砂災害"
情報マルチモニタ

操作説明

全国 北海道 東北 関東 北陸 中部 **近畿** 中国 四国 九州 沖縄 未登録 地点登録

新着情報

全国の状況

その他の情報

洪水予報、水位到達情報

菊川	氾濫注意情報 Lv.2相当
和歌山県古座川水系古座川	氾濫注意情報 Lv.2相当
牛瀬川(横地水位観測所)	氾濫注意情報 Lv.2相当

08:00

浸水の危険性が高まっている河川

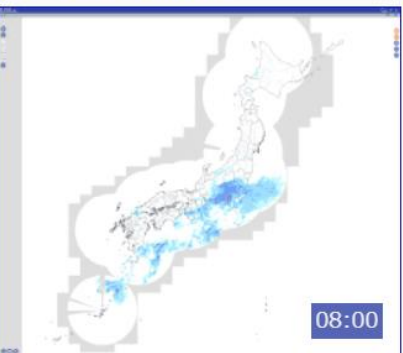
釣橋川【基準観測所】 釣橋川(都田川水系)	水防指 注意 避難 危険 避難開始水位超過 Lv.1水位
大平【基準観測所】 乙川(矢作川水系)	水防指 注意 避難 危険 避難開始水位超過 Lv.2水位
茅原沢 乙川(矢作川水系)	水防指 注意 避難 危険 避難開始水位超過 Lv.2水位
鹿乗川 鹿乗川(矢作川水系)	水防指 注意 避難 危険 避難開始水位超過 08:01

避難情報

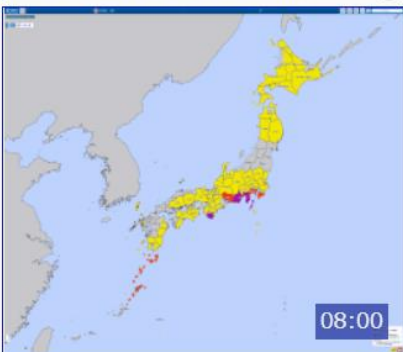
※アラートの情報を
を基に、都道府県
内で発令中の最も
高い警戒レベルに
従い着色していま
す。

08:01

レーダ雨量 (XRAIN)



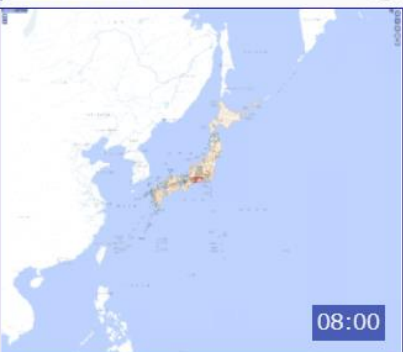
気象警報・注意報、土砂災害警戒情報



河川カメラ(→全国のカメラへ)



川の水位情報



ダム放流通知

矢作ダム	放流開始の通知
蓬ダム	洪水警戒体制解除の情報
阿木川ダム	放流開始の通知
天ヶ瀬ダム	ダム操作に関する重要情報
寒河江ダム	その他情報
面原ダム	放流開始の通知

08:00

関連サイト



現洪水の過去データからの規模推定

主要洪水時データ検索

↓下記ページでも水位を提供中
NHK NEWS WEB
あなたの天気・防災

YAHOO! JAPAN 天気・災害

リンク集

雨雲の動き
(高解像度降水ナウキャスト)

ハザードマップ
ポータルサイト

気象警報・注意報、土砂災害
警戒情報

地点別浸水シミュレーション
検索システム(浸水ナビ)

川の防災情報での確認方法

新着情報

近畿の状況

その他の情報

関連サイト

洪水予報、水位到達情報

和歌山県古座川水系古座川
注意注意情報 Lvl.2相当

08:10

避難情報

※Lアラートの情報を基に、都道府県内で発令中の最も高い警戒レベルに従い着色しています。

08:11

浸水の危険性が高まっている河川

釣橋川【基準観測所】 釣橋川(都田川水系)	水位 待機	注意	避難	危険	避難開始水位超過 Lvl.3水位
大平【基準観測所】 乙川(矢作川水系)	水位 待機	注意	避難	危険	注意注意水位超過 Lvl.2水位
茅原沢 乙川(矢作川水系)	水位 待機	注意	避難	危険	注意注意水位超過 Lvl.2水位
鹿塚川 鹿塚川(矢作川水系)	水位 待機	注意	避難	危険	注意注意水位超過 Lvl.2水位

08:11

レーダ雨量 (XRAIN)



08:10

気象警報・注意報、土砂災害警戒情報



08:11

河川カメラ(→地域のカメラへ)



川の水位情報



08:10

ダム放流通知

蓮ダム	洪水警戒体制解除の情報
天ヶ瀬ダム	ダム操作に関する重要情報
布目ダム	放流開始の通知
高山ダム	放流開始の通知
室生ダム	放流開始の通知

08:10



現洪水の過去データからの規模推定

主要洪水時データ検索

↓下記ページでも水位を提供中
NHK NEWS WEB
あなたの天気・防災

YAHOO! JAPAN 天気・災害

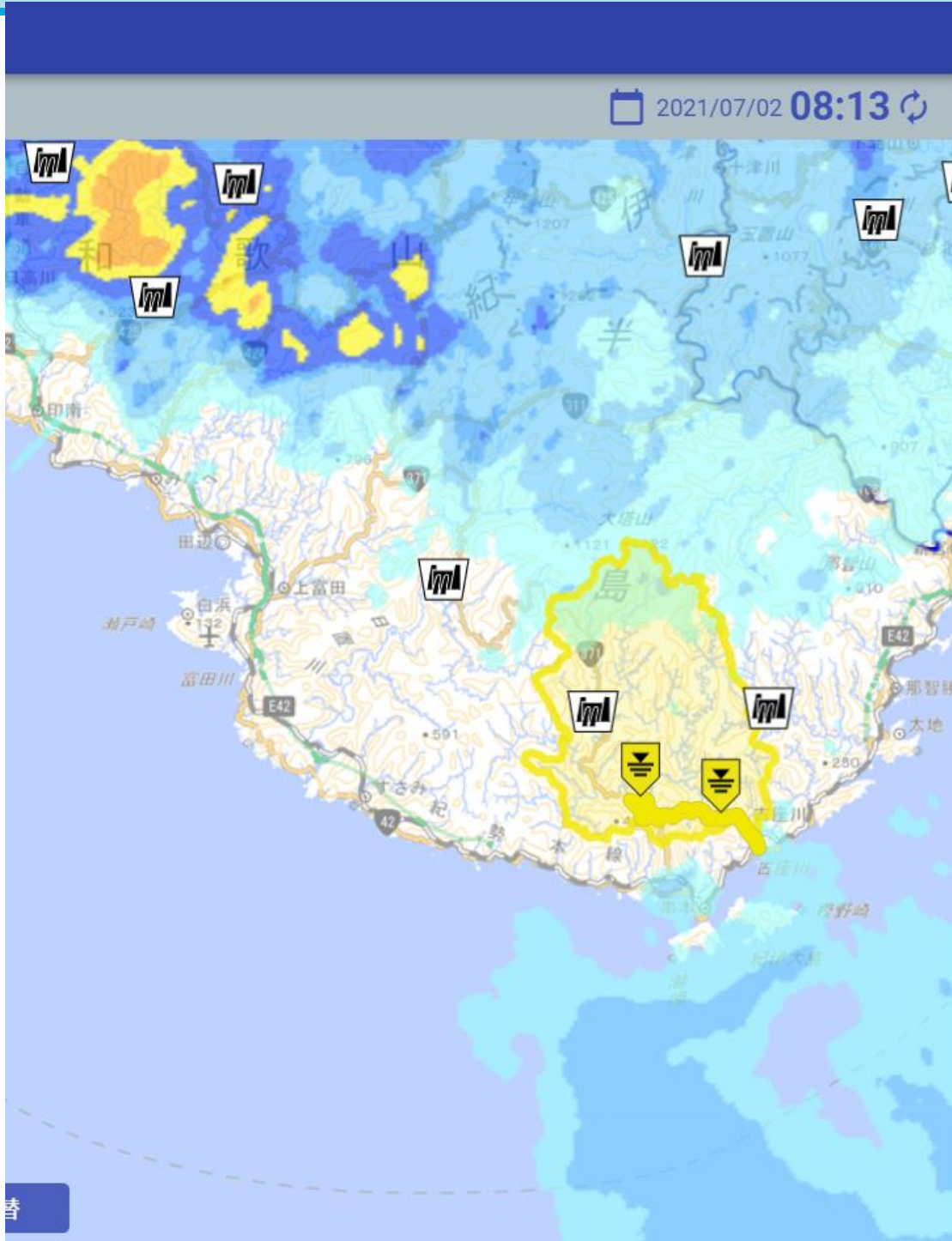
リンク集

雨雲の動き
(高解像度降水ナウキャスト)

ハザードマップ
ポータルサイト

気象警報・注意報、土砂災害
警戒情報

地点別浸水シミュレーション
検索システム (浸水ナビ)



観測所検索 操作説明

- 概況
- 予警報一覧
- 河川予警報
- 観測所一覧
- 登録地点
- レーダ雨量
- 浸水想定
- 表示設定

洪水予報

洪水予報文等の本文

【警戒レベル2相当情報 [洪水]】和歌山県古座川水系古座川では、当分の間、氾濫注意水位を超える水位が続く見込み

こざがわ
古座川

こざがわ
古座川水系

発表状況

第2号 氾濫注意情報 Lv.2相当
2021/07/02 07:20

関連情報 ?

基準観測所 (発表時点の観測値)

月野瀬 水位 4.33m	氾濫注意水位超過 Lv.2水位	↗
相瀬 水位 3.63m	氾濫注意水位超過 Lv.2水位	↗

関連市町村

【和歌山県】

東牟婁郡古座川町

発表文

「川の防災情報」での予測水位情報の提供

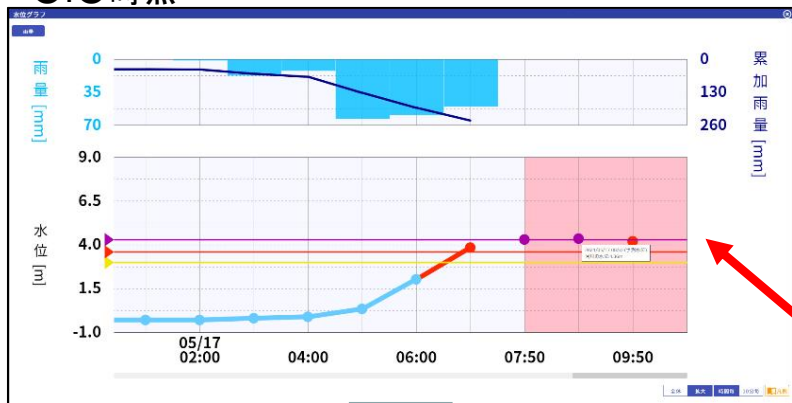
- 「川の防災情報」ウェブサイトは、令和3年3月リニューアルし、地図画面のGIS化や地点登録機能などを追加し、情報提供の充実を進めているところ。
- 指定河川洪水予報で発表された6時間先の予測水位についても、「川の防災情報」ウェブサイトにおいて水位グラフで確認が可能。



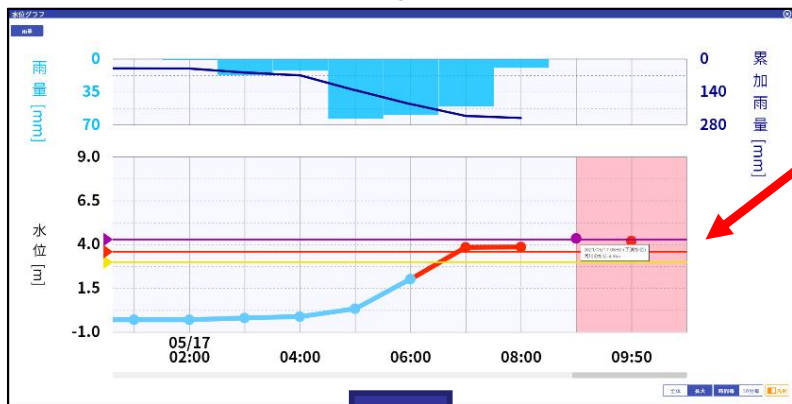
「川の防災情報」ウェブサイト(<https://www.river.go.jp>)

水位予測の表示の時系列変化

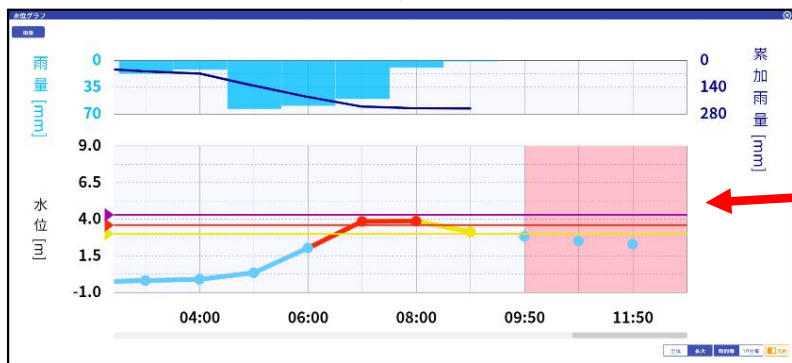
●:●時点



○:○時点



△:△時点



第●号(●:●発表)

●水系 の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
城南 水位観測所 (熊本市)	17日 06時 50分の状況	2.14				
	17日 07時 50分の予測	3.64	■			
	17日 08時 50分の予測	4.28	■	■		
	17日 09時 50分の予測	4.65	■	■	■	
中甲橋 水位観測所 (下益城郡美里町)	17日 06時 50分の状況	1.37				
	17日 07時 50分の予測	-				
	17日 08時 50分の予測	-				
大六橋 水位観測所 (上益城郡嘉島町)	17日 06時 50分の状況	2.32				
	17日 07時 50分の予測	-				
	17日 08時 50分の予測	-				
御船 水位観測所 (上益城郡御船町)	17日 06時 50分の状況	3.72	■			
	17日 07時 50分の予測	4.31	■	■		
	17日 08時 50分の予測	4.36	■	■	■	
	17日 09時 50分の予測	4.21	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

第●号(△:△発表)

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
城南 水位観測所 (熊本市)	17日 08時 50分の状況	3.80	■			
	17日 09時 50分の予測	-				
	17日 10時 50分の予測	-				
	17日 11時 50分の予測	-				
中甲橋 水位観測所 (下益城郡美里町)	17日 08時 50分の状況	1.53				
	17日 09時 50分の予測	-				
	17日 10時 50分の予測	-				
大六橋 水位観測所 (上益城郡嘉島町)	17日 08時 50分の状況	2.52	■			
	17日 09時 50分の予測	-				
	17日 10時 50分の予測	-				
御船 水位観測所 (上益城郡御船町)	17日 08時 50分の状況	3.30	■	■		
	17日 09時 50分の予測	2.83	■	■		
	17日 10時 50分の予測	2.52	■	■		
	17日 11時 50分の予測	2.30	■	■		

- 発表された時点の予測水位をプロット。
- 過去時点の予測水位は表示から消える。



●● ●●水系 ●●川

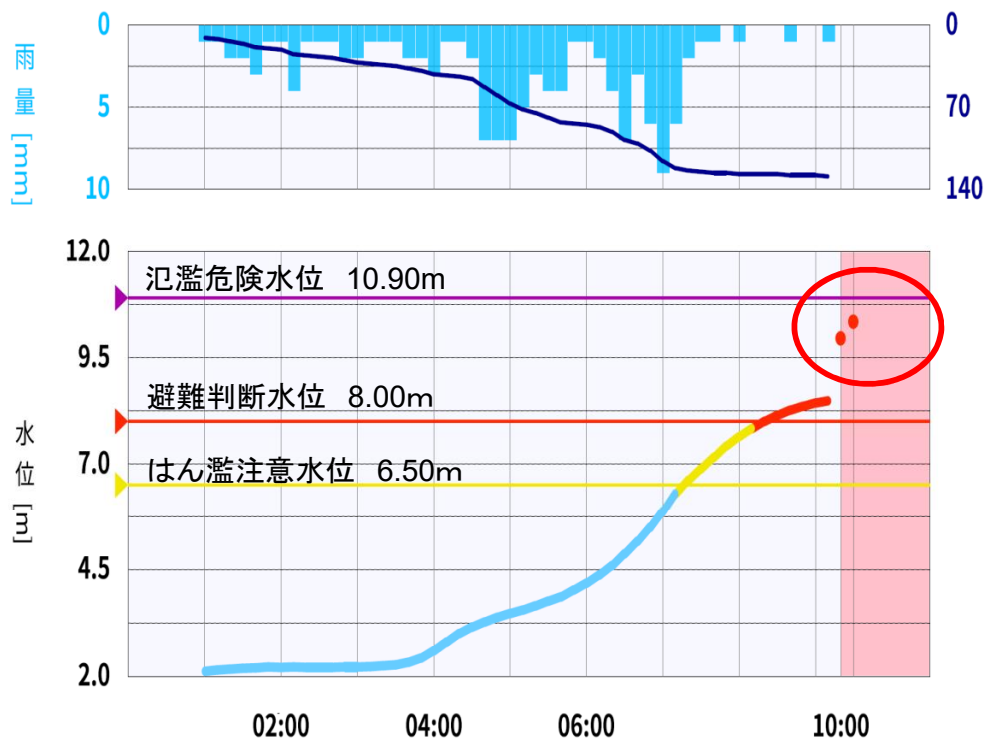
●月●日●:● 氾濫警戒情報発表

河川横断面図

水位グラフ

河川カメラ

詳細情報

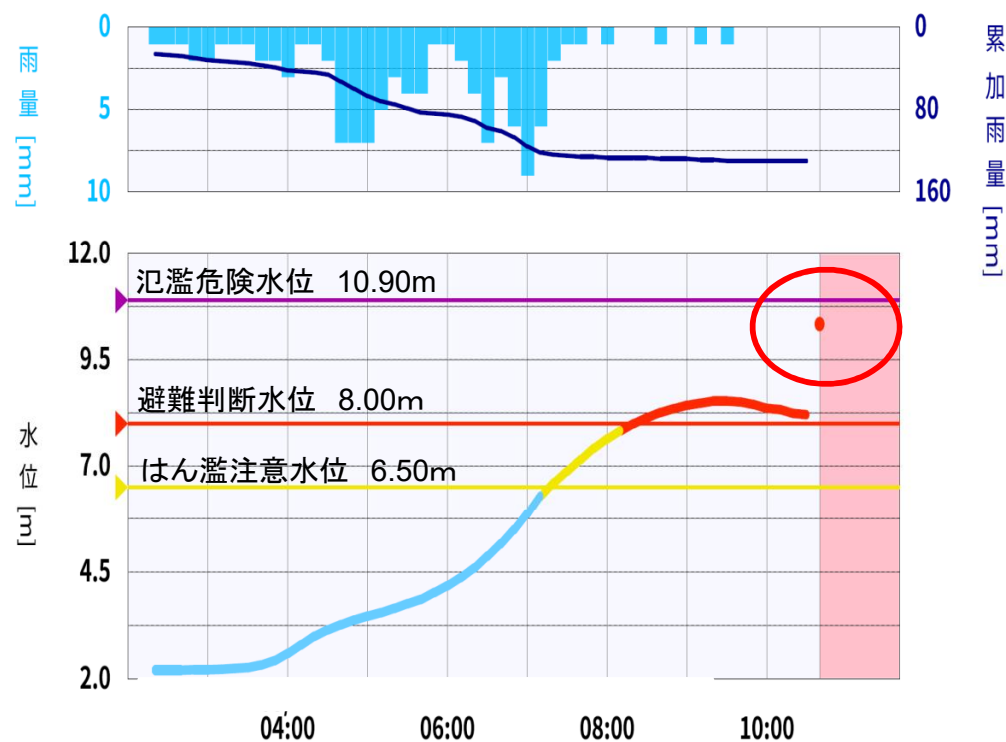


河川横断面図

水位グラフ

河川カメラ

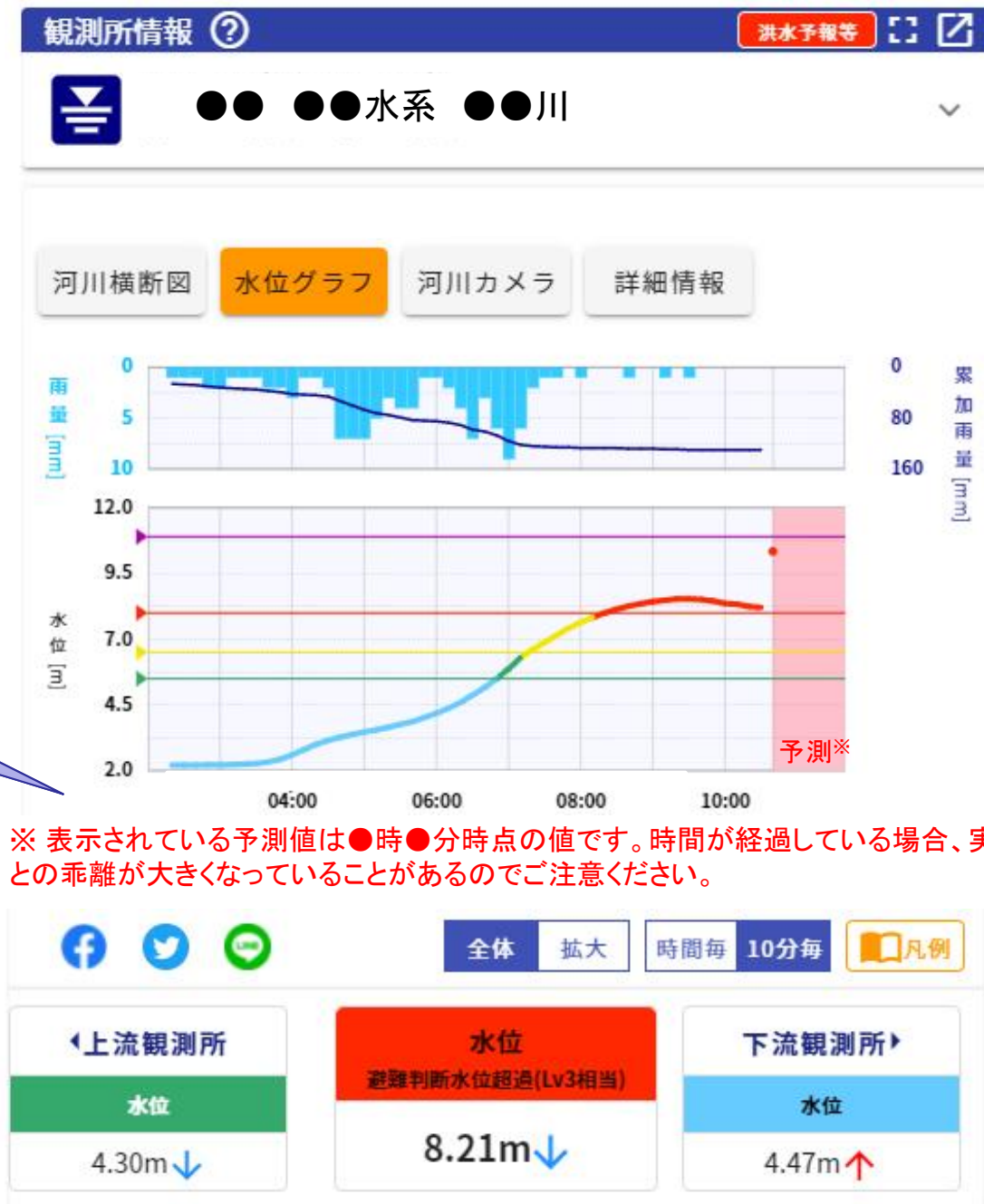
詳細情報



予測水位は「川の防災情報」に予報文及び水位グラフが表示されます。ただし、洪水予報における警戒レベルが更新されるまで、直前の洪水予報文に掲載された水位が表示されます。

時刻は洪水予報の発表時刻ではなく、予測値を計算した(棒グラフの実況)時刻

そのため、同じ計画レベルの段階で、水位が低下傾向になった場合でも、水位グラフでは予測水位が上昇傾向として表示される場合がありますので、ご注意願います。



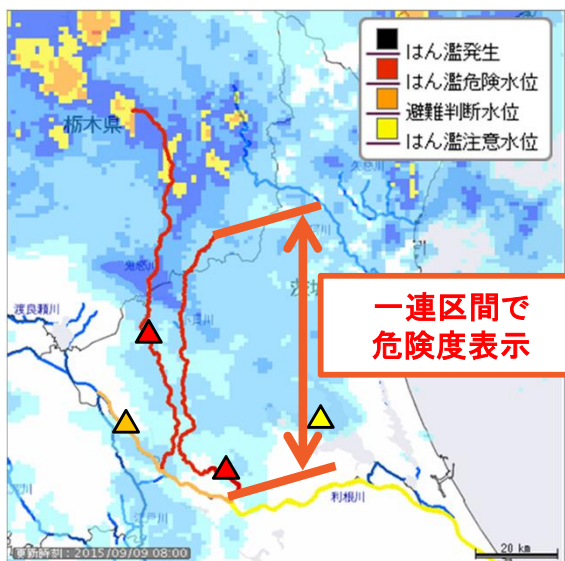
※ 表示されている予測値は●時●分時点の値です。時間が経過している場合、実際との乖離が大きくなっていることがあるのでご注意ください。

水害リスクラインによる水位情報の提供

○これまで水位観測所の水位で代表して一連区間の危険度を表示していたものから、概ね200mごとに計算した水位と堤防の高さとを比較し、左右岸別に上下流を連続的に危険度を表示

これまでの洪水予報・危険度の表示

水位観測所の水位で代表して、一連区間の危険度を表示



水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示

左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示



水害リスクラインによる水位情報の提供

- 令和元年9月11日より近畿管内全10水系に提供を拡大
- 観測所地点の水位から上下流連続的な水位をリアルタイムで計算し、堤防の高さと比較することで危険度を表示する「水害リスクライン」により、災害の切迫感をわかりやすく伝える取組を推進

水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示

左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示

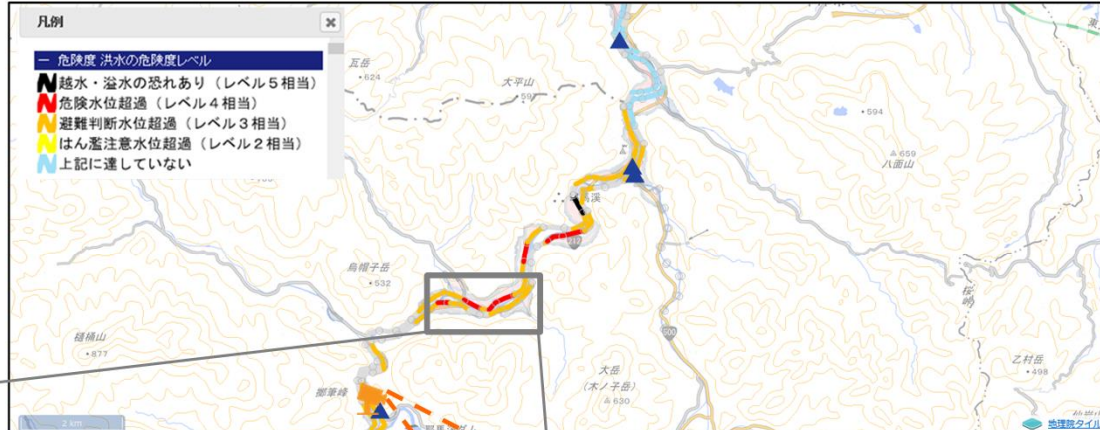
■主な提供情報

- 市町村等：平面表示【破堤点、浸水想定区域、被害規模(人口、世帯数、建物数)、危険度、水位観測所】
横断表示【基準水位、テレメータ水位、予測水位(6時間先)、雨量】
- 一般：平面表示【破堤点、浸水想定区域、危険度、水位観測所】
横断表示【基準水位、テレメータ水位】

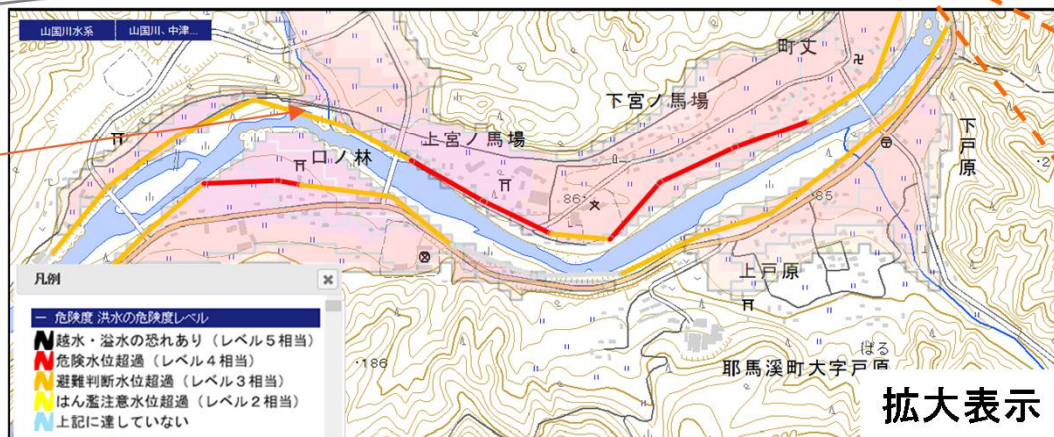
水害リスクラインの表示イメージ(山国川の例)

【平常時】

【平成30年7月豪雨時(再現)】



浸水想定区域図の重ね合わせ



拡大表示

2018/7/6 20:00
CCTVカメラ画像の表示



カメラ画像イメージ
(ポップアップ)

1. 共同会見の目的

住民生活に重大な影響を及ぼすような気象現象や、大規模な水災害・雪災害等の自然災害の発生が近畿地方において予想されるなどの場合に、近畿地方整備局と大阪管区気象台が共同で会見を実施し、被害の防止・軽減を図ることを目的としています。

2. 共同会見実施の目安

(1) ケースA(大阪管区気象台発議を想定)

ア 大雨特別警報級の雨が予想される場合

イ 大雨特別警報が発表された場合

ウ 重大な交通障害を伴う大雪が予想※2される場合

注: 大型連休・盆・年末年始等では社会的な影響が平時より大きくなることを考慮する

※2 気象台による雪への「一層の警戒の呼びかけ」が予想される場合

(2) ケースB(近畿地方整備局発議を想定)

ア 河川の氾濫により大規模な浸水が予想される場合

イ 大雨特別警報から警報への切替後にも河川の増水が予想される場合

ウ 大雪による自然災害により、大規模な交通規制を実施することが予想される場合

(3) ケースC

ア その他、両者協議の上必要と認められる場合

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

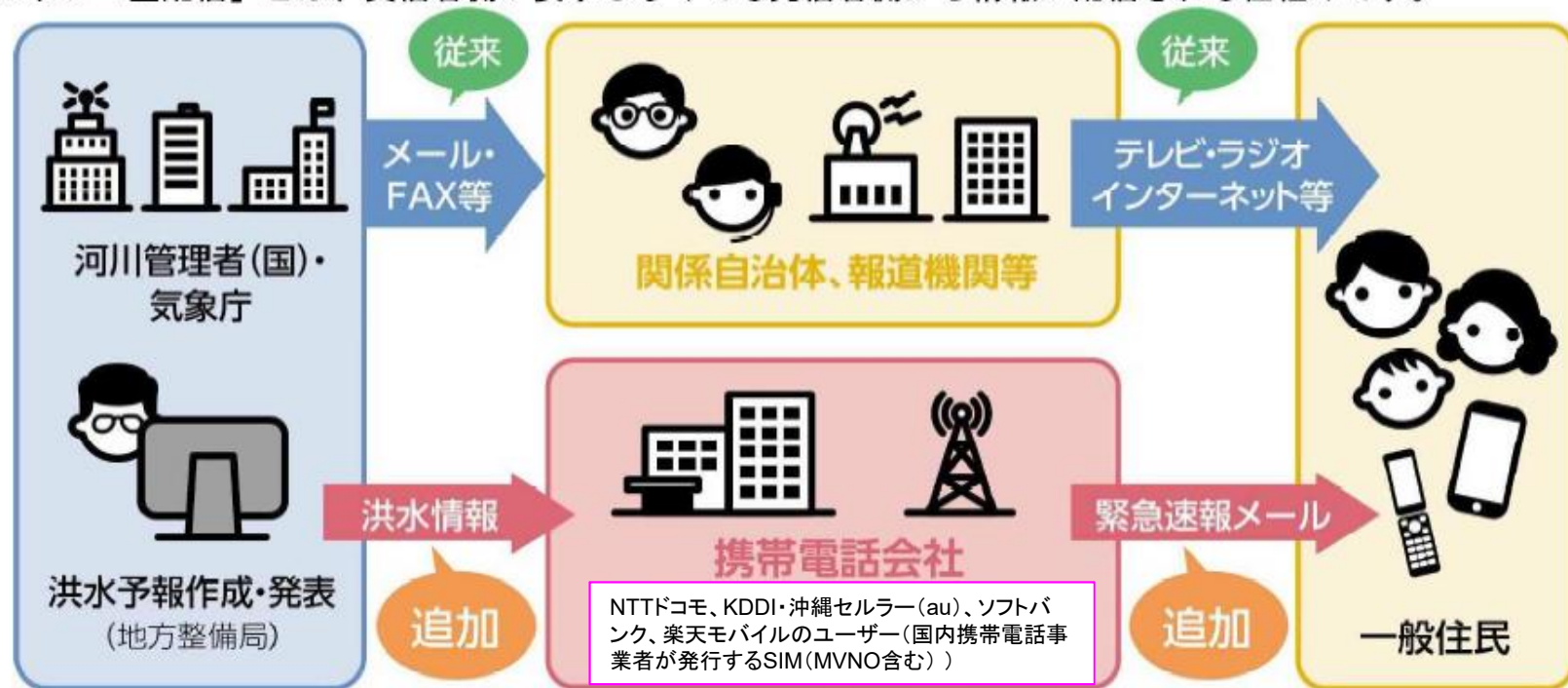
～平成30年5月1日から、配信対象エリアを109水系市町村に拡大します～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2に取り組んでいます。

平成30年5月1日から、国管理河川全109水系に配信対象をエリア拡大します。

※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

課題

- 令和元年度より緊急速報メールの配信文章について統一化を図ったが、メール文が長く、重要な情報がわかりづらいなど、緊急速報メールが住民の避難行動に十分に活用されていない可能性があった

改善策

- 情報を絞り込み、重要な情報を文頭に記載するなど、短い文章で危機感が的確に伝わるよう文章を見直し

メール例

レベル4相当 氾濫危険情報

河川氾濫のおそれ
●2019/10/12 17:00
警戒レベル4相当

こちらは国土交通省関東地方整備局です

内容：多摩川の田園調布（大田区）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる氾濫危険水位に到達しました

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください

本通知は、浸水のおそれのある市区町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります
(国土交通省)

レベル5相当 氾濫発生情報

河川氾濫発生
警戒レベル5相当

こちらは国土交通省関東地方整備局です

内容：越辺川の東松山市正代地先、川越市平塚新田地先で堤防が壊れ、河川の水が溢れ出ています

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るための適切な防災行動をとってください

本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります
(国土交通省)

(有識者等からの意見)

- ・他の緊急速報メールと比べ文章が長い(文字が多いと読まない)
- ・直接的な情報を有していない文は不要
- ・発信者は最後、重要な情報から先にすべき
- ・状況が伝わらない、“氾濫危険水位”の意味もわからない人も多いと思われる
- ・自治体が配信する避難勧告のメールとの違いを明確にすべき

改善案

文章を簡潔にするとともに、重要な情報から順に記載

【レベル4相当】
氾濫発生の恐れ
警戒レベル4相当

多摩川が氾濫の恐れ

田園調布(大田区)付近で氾濫危険水位に到達、今後さらに水位が上昇し、氾濫が発生する危険があります

安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になるおそれがあります
(国土交通省)

【レベル5相当】
氾濫発生
警戒レベル5相当

越辺川で氾濫が発生

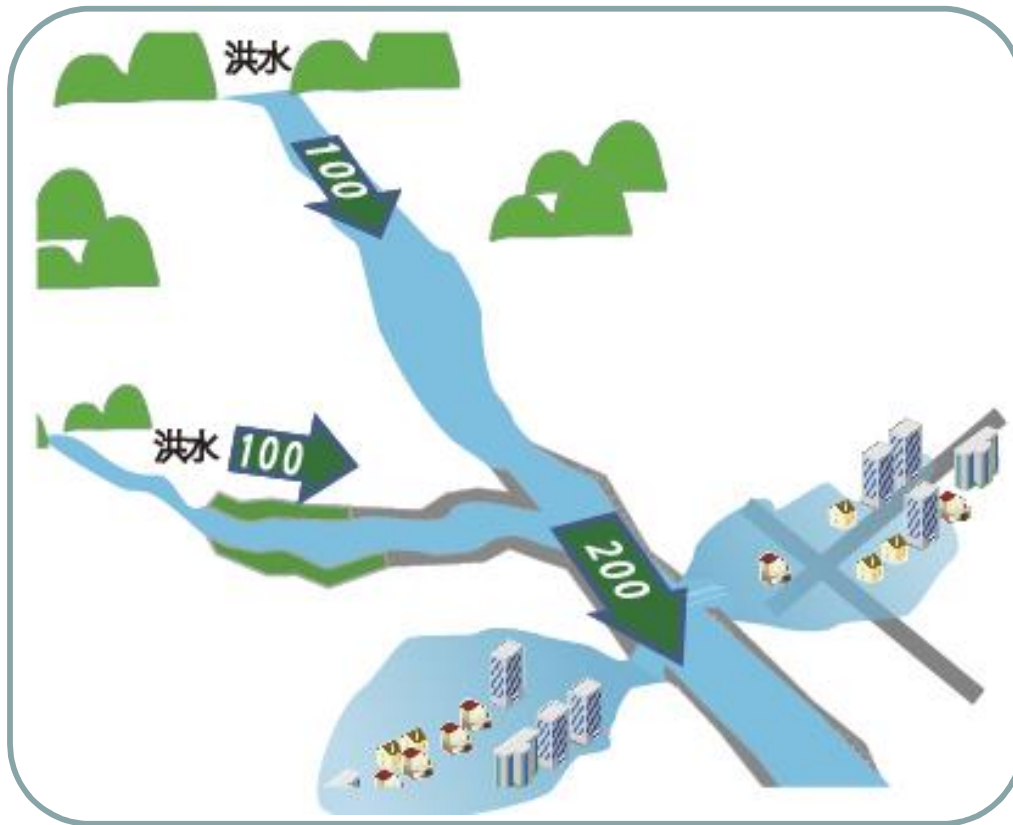
東松山市正代地先、川越市平塚新田地先で堤防が壊れ、河川の水が住宅地などに押し寄せています

命を守るための適切な防災行動をとってください
(国土交通省)

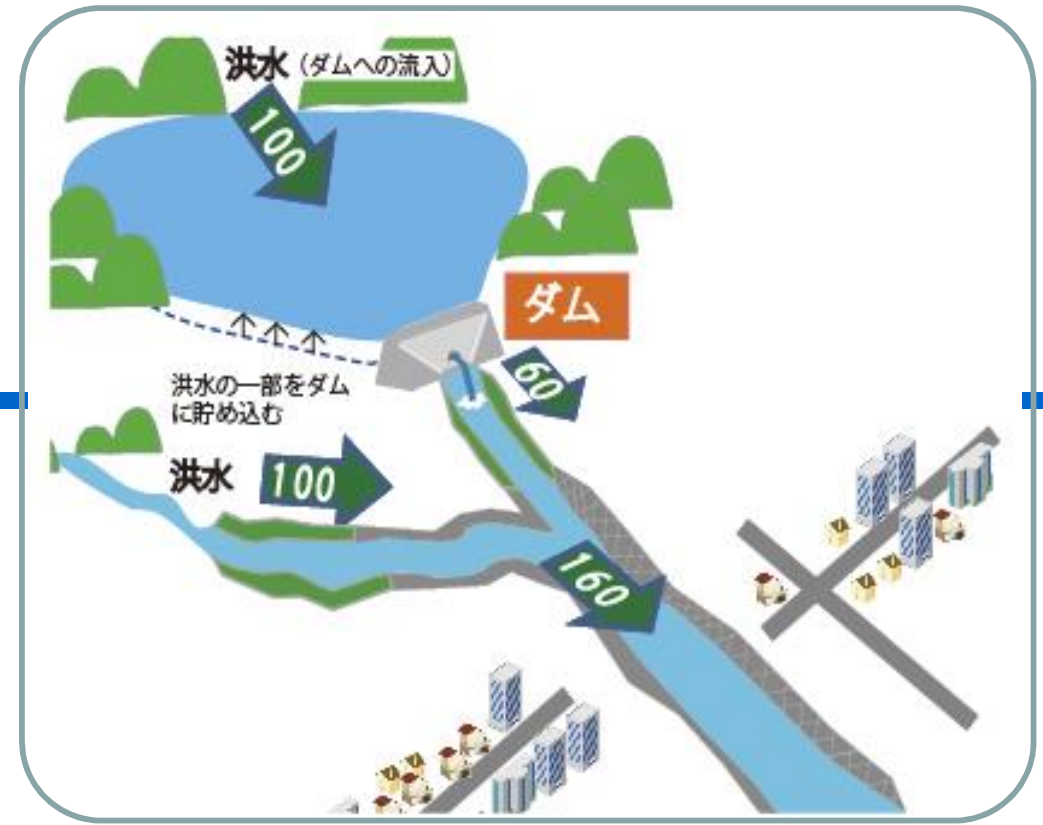
改善イメージ

ダムによる洪水調節の役割

- 河川が氾濫するような大きな洪水を上流のダムで貯めて、河川の氾濫を防止。
- 洪水に対して、河道とダムとがそれぞれ役割を分担。

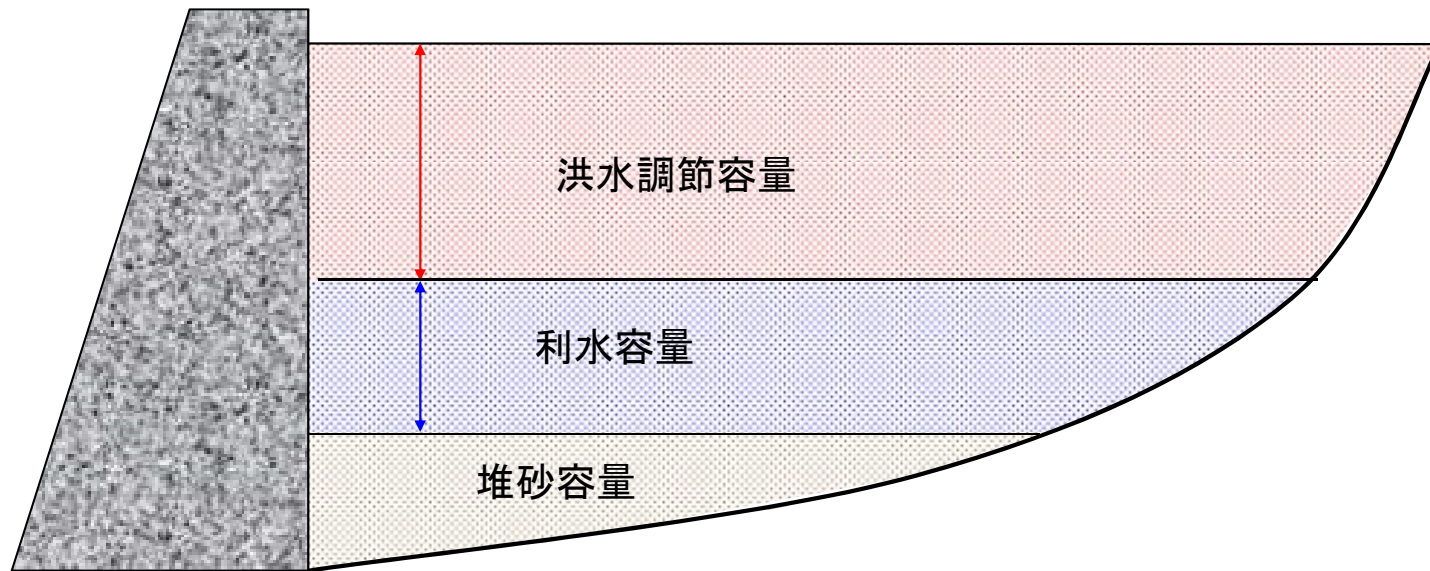


ダムがない場合には、上流からの洪水がそのまま下流に流れ、ダム下流域において氾濫などによる被害が発生する恐れがある。

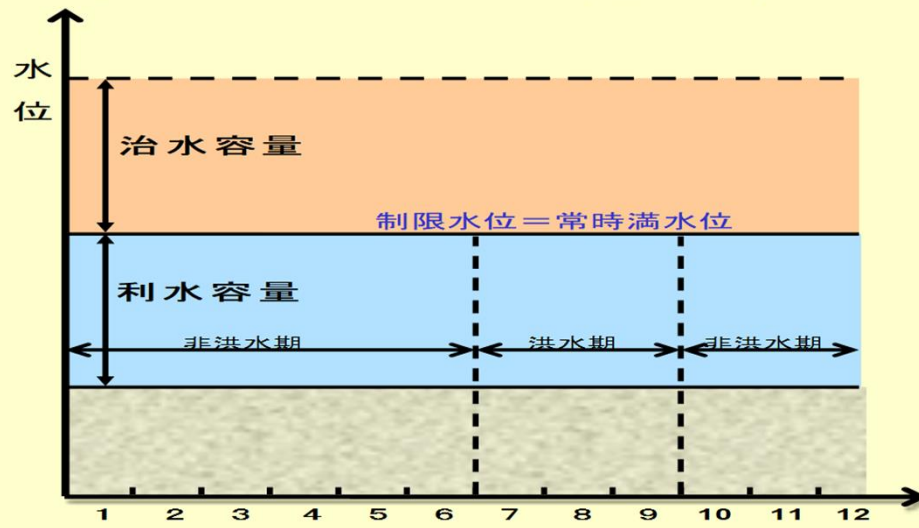


ダムは、下流の河道で氾濫が起きないように上流からの洪水の一部をダムに貯め込んで、下流に流れる水量を低減させる。

ダムの容量配分（多目的ダム）



（サーチャージ方式）



（制限水位方式）

